

銀行に關する事務の管理。府縣市及公共組合の財産監督。

(ニ) 陸軍大臣。陸軍軍政の管理、陸軍軍人軍屬の統督。所轄所部の監督。

(ホ) 海軍大臣。海軍軍政の管理。海軍軍人軍屬の統督。所轄所部の監督。

(ヘ) 司法大臣。裁判所及検事局の監督。檢察事務の指揮。民事刑事非訟事

件・戸籍監獄及出獄人保護に關する事項、其の他諸般の司法事務の管理。

(ト) 文部大臣。教育學藝及宗教に關する事務の管理。

(チ) 農商務大臣。農工商水産林野鑛山及地質に關する事務の管理。

(リ) 逓信大臣。郵便小包郵便郵便爲替郵便貯金電信電話及航路標識の管理。

發電水力に關する事務、電氣造船に關する事業及航路船舶海員の監督。

(ヌ) 鐵道大臣。鐵道運輸に關する事務の監督。

四、地方官廳

(1) 府縣知事。土地制による普通官廳にして府縣(自治體)の府縣にあらすして行政區劃の府縣(なり)の長官なり。補助機關として内務部長警察部長理事官警視技師視學屬警部技手通譯警部補其の他、東京京都大阪の三府及神奈川兵庫愛知福岡の諸縣には特に産業部長を置く。府縣知事の權限は大要次の如

し。

内務大臣の指揮監督を承け、各省の主務に就きては各省大臣の指揮監督を承け法律命令を施行し、部内の行政事務を管理す部内の行政事務に付其の職權又は特別の委任に依り管内一般又は其の一部に府縣令を發す。非常急變の場合に鑑み兵力を要し、又は警護の爲兵備を要する時は師團長に移牒して出兵を要求す、所部の官吏を指揮監督し、奏任官の功過は内務大臣に具申し、判任官以下の進退は之を專行す。所部の奏任官の懲戒を内務大臣に具狀し、判任官以下に就きては之を行ふ。郡長・島司又は警察署長の處分又は命令にして違法越權或は公益を害するものありと認むる時は之を取消し又は停止す。行政事務に付部内の市長を指揮監督し、其の處につきては前項の例による。

府縣に知事官房・内務部・産業部・警察部を置き事務を分配して之を掌らしめ、(東京府に於ては警察部を置かず警視總監をして警察事務を管掌せしむ)、内務部に内務部長・警察部に警察部長・産業部に産業部長を置く。

各郡市に警察署及警察分署を置き警視警部又は警部補を以て署長又は分

署長に充て警察事務の爲に巡查を置く。

- (2) 警視總監 内務大臣の指揮監督を承け、東京府下の警察消防及特に内務大臣の指定する衛生事務を管理し、各省の主務に關する警察事務につきては各省大臣の指揮監督を承け、下級行政官廳を指揮監督し及警視廳令を發す。

- (3) 郡長 島司、府縣を更に數行政區に分ち其の長官を郡長とし、補助機關として、郡書記、郡視學を置く。

郡長の職務權限概ね次の如し。知事の指揮監督を受け、法律命令を部内に執行し、部内の行政事務を掌理し、部下の官吏を指揮監督す。

町村長の處分に違法越權又は公益を害するものありと認むるときは之を取消し又は停止す。部下の判任官の進退を知事に具申す。郡令を發す。勅令を以て指定したる島地に島廳を置き、長官を島司とす。而して其の補助機關として島廳書記、島廳視學を置く。

島司の職務權限は部長と略同じ。

- (4) 北海道廳長官 北海道は土地に比し、人口未だ多からざるを以て全島を一

行政區劃とし、其の長官を北海道廳長官とす。而して管内便宜の地に支廳を置き、支廳をして之を管轄せしむ。

- (5) 樺太廳長官 内閣總理大臣の指揮監督を承け、法律命令を執行し、部内の行政事務を管理す。但し郵便電信電話に關する事務に就きては逓信大臣、銀行及關稅に關する事務に就きては大藏大臣の監督を承ぐ。

- (6) 朝鮮總督 朝鮮に朝鮮總督府を置き、其の長官を朝鮮總督とし、朝鮮に關する諸般の政務を統轄し、内閣總理大臣を経て上奏をなし及裁可を承く。又政務總監ありて總督を補佐し、府務を統理し、各部局の事務を監督す。總督府に總督官房の外、内務、財務、殖産、法務、學務及警務の六局を置きて事務を分配す、而して地方は之を十三道に分ち、各道に知事を置きて行政事務を掌理せしむ。
- (7) 臺灣總督 臺灣及澎湖島を一行政區劃とし、其の長官を臺灣總督となす。總督は内閣總理大臣の監督を承けて諸般の政務を統理す。

總督府に總督官房の外、内務、財務、土木、逓信、殖産及警務の六局と法務部とを置きて事務を分配し、地方五州二廳(臺北州、新竹州、臺中州、臺南州、高雄州、臺東廳、花蓮港廳)に分ち各々知事、廳長を置きて政務を掌理せしむ。

(8) 關東長官。關東廳に長官を置く。長官は關東州を管轄し、南滿洲に於ける鐵道線路の警務上の取締の事を掌る。内閣總理大臣の監督を受けて諸般の政務を統理す。關東廳に長官官房内務局警務局及外事部を置く。地方は之を三區に分ち旅順・大連・金州に民政署を置き、民政署長は事務官を以て之に充つ。

參考資料

◎中央に於ける殖民地統治機關

中央政府に於て朝鮮・臺灣・樺太及關東州に關する政務を統督するものは内閣總理大臣なり。而して各總理大臣の監督を承け、是等殖民地に關する事項を掌理するものは拓殖局とす、尙南滿洲鐵道株式會社に關する監督事務も亦拓殖局に屬す。然れども、殖民地に於ける外交に關する事務は一切外務大臣の權限に專屬するものとす。拓殖事項に關し内閣總理大臣の諮問に應ずるか爲拓殖調査委員會を設く。内閣總理大臣の命を承け調査審議に任じ意見を開申する機關にして、委員長一人副委員長一人及委員二十人以内を以て組織す。

一、外務大臣は外交に關する事項に付關東長官を指揮監督す。

二、大藏大臣は臺灣に於ける貨幣・銀行・擔保附社債・信託關稅及租製樟腦・樟腦油專賣に

- 關する政務並樺太に於ける貨幣銀行及關稅に關する政務を監督す。
- 三、逓信大臣は臺灣に於ける郵便・電信に關する事務及樺太に於ける郵便・電信・電話に關する事務を監督し、又戰時船舶管理令施行に關し朝鮮總督・臺灣總督又關東長官を監督す。
- 四、農商務大臣は樺太に於ける度量衡及計量に關する事務に關し樺太廳長官を監督す。
- 五、陸軍大臣は朝鮮・臺灣及關東州に於ける陸軍軍政及軍人軍屬の人事に關し朝鮮軍司令官・臺灣軍司令官及關東軍司令官を區處す。
- 六、陸軍參謀總長は朝鮮及關東州に於ける陸軍作戦及動員計畫に關し朝鮮軍司令官・臺灣軍司令官及關東軍司令官を區處す。
- 七、陸軍教育總監は朝鮮・臺灣及關東州に於ける陸軍軍隊教育に關し、朝鮮軍司令官・臺灣軍司令官及關東軍司令官を區處す。

五、官吏

官吏とは天皇又は其の委任を承けたる機關に依りて任命せられ、國家の事務を執行すべき義務を負ひ、統治者に對し特別服従關係の下にたつ者をいふ。官吏を任命するは天皇の憲法上の大權なれど、天皇は總ての官吏を悉く親く任命する形式を執らずして一部は親ら之を任命し一部は之を一定機關の權限に委任して任命せしむ。前者を高等官といひ後者を判任官といふ。

親任官……天皇親ラ任命セラレ
 勅任官……(高等官一等二等)……内閣總理大臣奉行
 高等官
 奏任官(高等官三等ヨリ九等マデ)……内閣總理大臣宣行
 官吏
 判任官(二等ヨリ四等マデ)……天皇ノ委任ニヨリ所屬官廳任命ス

官吏には實質上の官吏と形式上の官吏とあり。實質上の官吏とは官廳を組織し、或は官廳の補助機關となり、或は營造物の構成要素となり國家の事務を行ふものをいふ。形式上の官吏とは判任官奏任官勅任官をいふ。其の他のものは制度上官吏として取扱はず。府縣知事は形式上の官吏たるのみならず。又實質上の官吏なり。雇員の如きは實質上官吏といふべくして制度上の官吏にあらず。小學校教師も亦實質上の官吏なり、官吏は官吏服務規律中に示されたる義務の外種々の權利を有す。官吏の責任も亦大なりといふべし。

後編 第二

第一課 司法及裁判所

(教授時數凡一時間)

要旨

統治權の一分權たる司法裁判所等に就きて其の大要を理解せしめ、國法の嚴正なること、社會秩序の維持の肝要なること等を知らしむ。

解説

一、司法及裁判所

(1) 司法とは法の維持を直接の目的とし、民事刑事の裁判をなす統治權の作用をいふ。

憲法に「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」と規定す。

司法權は天皇に專屬すれども之を親裁せられず、天皇の名に於て裁判所之を行ふ。裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任じ、刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外本人の意思に反して轉官又は免官せらるることなし、所

謂終身官なり。

斯く裁判官の地位は憲法に依りて保障せられ、行政官の地位の勅令に依りて定めらるると大なる相違あり。これを裁判官の地位の獨立といふ。裁判官は更に職務上の獨立を有す。即ち裁判官は其の職務の執行に關しては何人の指揮をも受くることなく、唯法規に據りて之を判斷するのみ。而して其の法規の判斷につきては、上官の指揮命令は勿論其の他毫も他よりの干渉を容れられざるなり。「法律ニ依リ」とは唯々法律に服従すれども其の他の權力には服従せずといふことなり。

裁判官は命令の規定が有効に成立さるる以上は必ず此の法規を適用せざるべからず。併し裁判官は其の命令が形式上及内容上果して有効なるものなるや否やを審査する特權を有す。即ち其の命令が果して憲法又は法律に違反することなきや否やを審査し、若し憲法又は法律に違反せる命令ならば之を適用するの必要なきのみならず、適用するを得ざるなり。而して司法權は行政權に對しては、獨立の地位を有す。司法權の獨立とは裁判官の地位の獨立と職務上の獨立とを言ふ。裁判の對審判決は之を公開するを原則とす。是れ司法權の行

使をして嚴正公明ならしめんがためなり。

(2) 裁判所 司法權を行使せんが爲めに設けられたる憲法上の機關なり。

(1) 特別裁判所 特別法に依りて組織せられ、通常裁判所以外に於て民事又は刑事の裁判をなすものをいふ。陸海軍々法會議、領事裁判、臺灣總督府法院の如き是なり。

(2) 通常裁判所 裁判所構成法に依りて組織せられ、法律に別段の定あるもの、外一切の民事、刑事の裁判をなすものをいふ。

(イ) 區裁判所 最下級の裁判所にして、民事に就ては五百圓以下の訴訟刑事に就ては拘留料に當る罪、豫審を経ざる有期の懲役若しくは禁錮又は罰金に當る罪の訴訟を裁判し、又非訟事件を取扱ふ。其の裁判權は單獨判事之を行ふ。非訟事件とは不動産上の權利若しくは商號の登記、家督相続人の選定の許可等をいふ。

(ロ) 地方裁判所 三人の判事(一人を裁判長とす)より成る合議制の裁判所にして、區裁判所の權限及東京控訴院、大審院の特別權限に屬せざる事件の第一審、及區裁判所の第一判決に對する控訴を裁判す。

(ハ) 控訴院。(東京、大阪、名古屋、廣島、宮城、札幌)

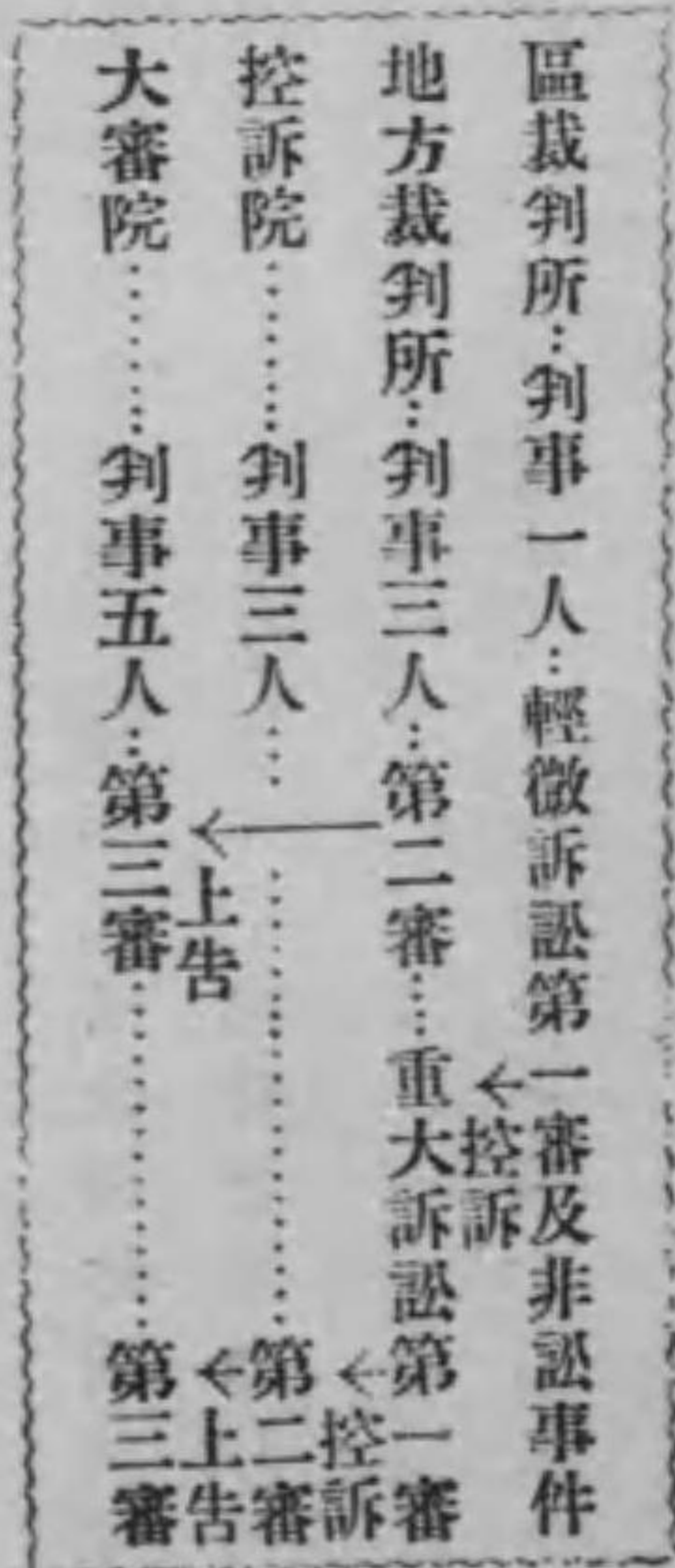
三人の判事(一人を裁判長とす)より成る合議制裁判所にして、地方裁判所の第一審判決に對する控訴事項につき裁判す。

(ニ) 大審院。(東京)最上級の裁判所にして五人(一人を裁判長とす)の判事より成る合議制裁判所なり。控訴院及地方裁判所の第二審判決に對する上告、及第一審終審として皇室及國事に關する犯罪並皇族の犯したる禁錮以上の刑に處すべきものの裁判をなす。大審院は法律適用の統一を目的とするが故に全國に唯一あるのみなり。

上級裁判所は當事者の不服の申立てに基きて他の裁判の當否を調査し、以て其の取消又は變更をなすことを得。不服の申立は即ち控訴・上告にして合して上訴といふ。上訴期間を經過して上訴の權利を失ひ、又は上訴の權利を拋棄し、又一度上訴し判決ありて最早動かすべからざるものとなりたるときは之を確定裁判といふ。確定したる判決は國家の力を以て之を強行す。之を刑の執行と稱す。

裁判所には左の職員を置く。

1. 判事 訴訟を斷じ刑罰を定む。
2. 裁判所書記 訴訟記録・往復文書・會計等の事務を取扱ふ。
3. 執達吏 區裁判所に屬し動産に對する強制執行及文書の送達を掌る。



裁判所に検事局を附置し、定數の検事を置く。

検事は検事局の事務を掌る。裁判所に對して獨立の地位を保有し、上官の命令に従ひ、刑事に關しては原告として公訴を提起し、且其の取扱上必要なる手續をなし、以て法律の正當なる適用を請求し、判決の適當に執行せらるるや否やを監視す。又民事に就ても必要なる場合には意見を述べ。

辯護士。當事者の委任により又は官命に依り、裁判所に於て當事者の代理人となり又は其の辯護人となるものなり。

公證人。辯護人と異り人民の囑託に應じ、公正證書を作成する職務を有す。

一、刑事訴訟

刑事訴訟とは犯罪の事實を確定し之に對して刑罰法規を適用する手續をいふ換言すれば國定刑罰權の具體的行使に關する手續の總體なり。

- (一) 犯罪 法令が明示して刑罰を科する責任能力者の違法行為をいふ。心神喪失者滿十四歳未滿の幼者は責任無能力者なれば不法行為をなすも罰せず
- 1、既遂罪 犯罪行為を遂げたるもの。
 - 2、未遂罪 犯罪の實行に着手し未だ之を遂げざるもの。未遂罪の刑は之を輕減することを得。但し自己の意思によりて犯罪を中止したるときは其の刑を輕減し又は免除す。

- (二) 公訴 特定の犯罪人に對し刑罰の適用を定むることを裁判所に請求することとをいふ。公訴權は國家に屬すれども之を遂行するものは檢事なり。即ち檢事は國家を代表して原告となり公訴を提起し豫審又は公判を請求す。犯罪の被害者は檢事又は警察官に告訴することを得べく、犯罪を認知したるものは檢事又は警察官に告發するを得。

- (三) 豫審 豫審判事之を實行し被告事件を公判に附すべきや否やを調ぶることをいふ。

- (四) 公判 豫審の終結決定に依り又は直接の起訴に依り管轄裁判所が事件を審し法の適用をなすをいふ。

凡そ訴訟の成立には三箇の主體の存在を要す(一)原告(二)被告(三)裁判官是なり。原告及被告を訴訟當事者と稱し、裁判官は當事者以外に立つ第三者なり。その裁判に不服なるものは控訴をなし、なほ不服なれば上告をなすことを得。裁判所にて言渡したる刑は裁判確定の後、檢事の指揮を俟ち法律の定むる方法に従ひて之を執行す。

- (五) 刑の執行猶豫 二年以下の懲役又は禁錮の刑を言渡されたる犯罪人に對し犯人の自所によりて刑罰の目的を達する爲その情狀に依り一年以上五年以下の期間刑の執行を猶豫することあり。若しこの執行猶豫期間中に猶豫を取消すべき法定條件の發生せざるときは、刑の言渡は其の効力を失ふ。

三、民事訴訟

民事訴訟は私權の確認と保護とを目的とするものなり。當事者自己の私權を保護すべき裁判を求めんとすれば、訴を提起せざるべからず。訴の提起せられたるときは裁判所は口頭辯論を開き判決を下す。この判決に對し不服なるときは控訴上告をなすことを得。確定判決は執達吏に依りて之を執行す。これ

を強制執行といふ。

- (一) 家資分散 商人にあらざる者が民事訴訟法所定の強制施行處分をうけたるも、債務を完済する資力無きものなることを其の住所地の裁判所に於て認定しその宣告をなすをいふ。家資分散者は其の宣告をうけたる日より選舉權被選舉權を失ひ、公證人辯護士後見人等となることを得ず。然し完全に債務を辨済したる時は其の能力を回復す。これを復權といふ。
- (二) 破産 商人が支拂を停止したる時は、裁判所は本人又は債權者の申立に依りて破産を宣告す。破産者は公法上私法上に於ける權利の一部を失ふ。之が復權は家資分散に同じ。

第二課 刑法

(教授時間凡一時間)

要旨

刑法の性質及犯罪刑罰に就きて其の大意を理解せしめ、教化事業の大切なるを自覺せしむ。

解説

一、刑法

刑法の性質 刑法刑罰法令とは如何なる行爲が罪となるか、罪には如何なる刑罰を加ふるかを定めたる法規をいふ。故に刑法法典にあらざるものと雖も彼の決闘に關する規則富籤に關する規則の如く罪と刑とを定めたる法規は亦廣義の刑法に屬す。凡そ社會の安寧秩序を害するの甚だしきものあるときは國家は之に制裁を加へて之が懲改をはからざるべからず。刑法は即ちこの必要に應ずるものなり。されど狹義に於ける所謂刑法は刑法法典を特稱するを例とす。

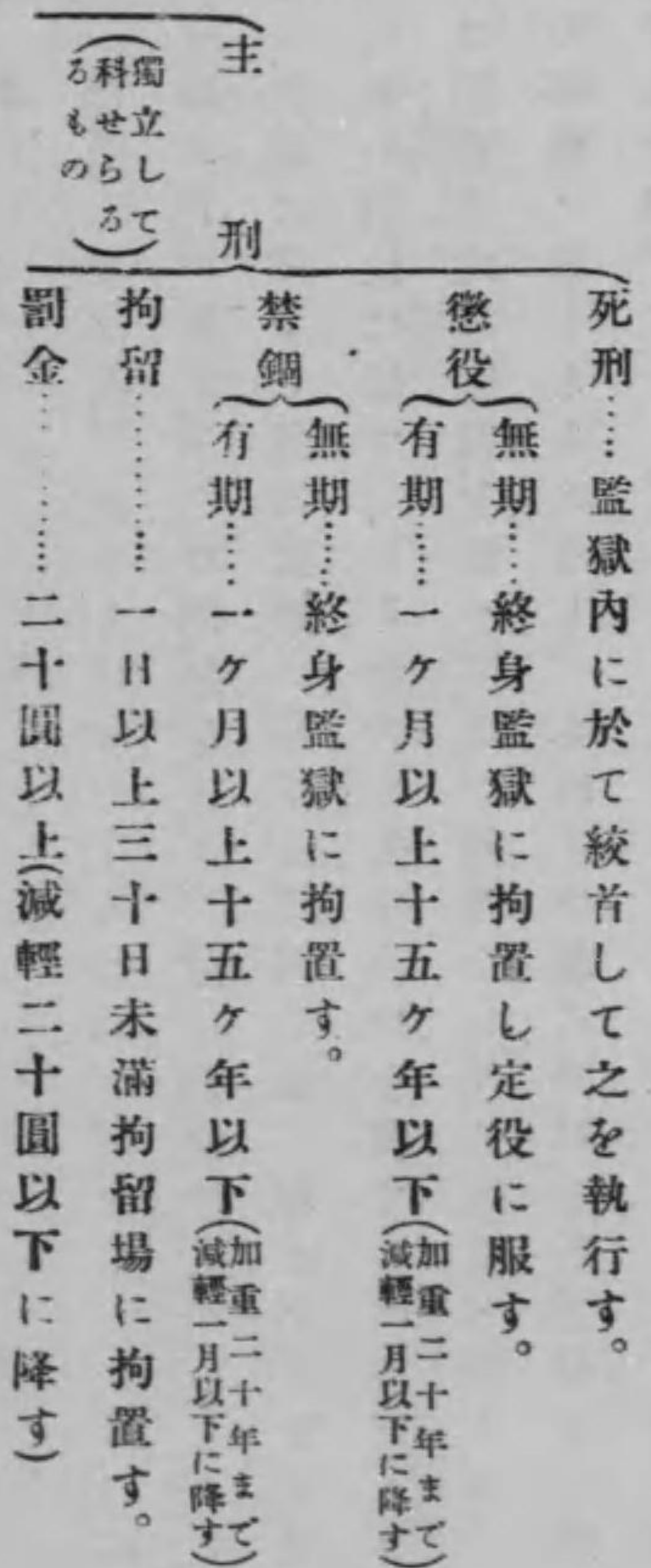
二、犯罪

犯罪とは刑罰法令に列舉せらるゝ行爲にして犯意若くは過失を伴ふ責任能力者の違法行爲を謂ふ。責任能力は心身發達し且健全なるものにあらざれば之を有せざるが故に我が刑法に於ては幼者及狂者等は責任無能力者と爲せり。而してまた責任能力者と雖も故意に罪となるべき行爲をなしたるにあらざるときは責任なきを原則とす。但し例外として過失、殺傷、失火等不注意により大害を生じたるものは之を罰す。

三、刑罰

(1) 刑罰の定義 刑罰とは犯罪の制裁として國家が私人に對する法益の剝奪なり。故に親が子を懲戒し雇傭主が雇人を譴責するが如き私人と私人との間に行はるるものは刑罰にあらず。又國費を支辨する爲に租税を徵收し公共の便益の爲に土地家屋を徵發するが如き犯罪の制裁にあらざるものは亦刑罰にあらず。

(2) 刑罰の種類 我が刑法に定むる所の刑罰は死刑懲役禁錮罰金拘留科料沒收の七種なり



刑罰

科料……………拾錢以上二十圓未滿

(罰金科料を完納すること能はざる者は一定期間勞務役場に留置す)

附加刑……………沒收……………犯罪に關係ある物を沒收す(犯人以外の者に屬せざるもの)

(主刑に附隨してのみ科せらるゝもの)

(3) 警察犯 警察法規に違反する行爲をいふ。警察法規とは社會公共の安寧秩序に對する危害を除かんが爲に一般的に定めたるものなり。これは刑法にあらずして、その條項は警察犯處罰令を以て定む。

四、犯罪豫防策

- (1) 間接豫防 國民の經濟を豊にし教育を普及する等諸般の社會改良事業を盛ならしめざるべからず。
- (2) 直接豫防策 不良少年を感化し刑餘の無職業者を善導する等の事業を徹底せしめざるべからず、感化事業、免囚保護事業は常に慈善の行爲たるのみならず、亦公益上極めて大切なる自衛上の政策なり。

第三課 民法

(教授時間凡四時間)

要旨

民法中に規定されたる重要事項に就きて其の大要を知らしめ、私法上に於ける権利義務の觀念を明かならしむ。

解説

一、私 權 私權とは私法によりて生ずる權利なり

(1) 人身權 親族關係に起因する權利及び身體生命の自由又は名譽の安全を保つ權利をいふ。親族關係に起因する權利とは例へば父母の子に對する權利又は後見人の被後見人に對する權利等の如し。

(2) 財産權 交換價値を有する事物を目的とする權利なり。

(a) 物權 權利者が直接物を支配する權利にして、一般の人に對して行はるものをいふ。例へば所有權の如し。

(b) 債權 他人の一定の行爲又は不行爲を要求することを得る權利にして、特定の人に對して行はるものをいふ。例へば貸金請求の如し。

二、人

(1) 人 私權の主體たり得るもの即ち法律上の人格者を人といふ。人には自然人と法人とあり。

(2) 權力能力 權利の主體となり得る能力をいふ。自然人は出生によりて權利能力を取得し、死亡によりて之を失ふ。

(3) 行爲能力又は能力 私權を行使する能力をいふ。

(4) 無能力者 完全なる行爲能力を有せざるものをいふ。未成年者、禁治産者、準禁治産者及妻をいふ。前三者は何れも能力の發達不充分にして是非を辯別し能はざるを以て特に之を保護し、財産の處分其の他重要な行爲は凡て後見人又は保佐人の同意を要し、然らざれば之を取消することを得しむ。妻を無能力者となすは夫權を尊重し夫の權力に従はしめ一家の平和を保つに在り、されば特定の法律行爲をなすには夫の許可を要し、之に反すれば其の行爲は取消することを得しむ。

(イ) 未成年者。滿二十歳に達せざる者を未成年者とす。未成年者は法律行爲をなすには其の法定代理人の同意を経ることを要す。但し單に權利を得

義務を免るべき行為は此の限りにあらず。之に反する行為は之を取消すことを得。

(ロ) 禁治産者。心神喪失の常況にある故を以て本人配偶者四親等内の親族戸主後見人保佐人又は検事の請求により裁判所が禁治産者の宣告をなしたる者を禁治産者と謂ふ。禁治産者は之を後見に附し其の自らなしたる法律行為は之を取消することを得。

(ハ) 準禁治産者。心神耗弱者啞者盲者及浪費者は禁治産者と同様に裁判所の宣告に依り準禁治産者と爲し是に保佐人を附すことを得。準禁治産者が左に掲ぐる行為をなすには其の保佐人の同意を得ることを要す。若し同意なくして爲すときは之を取消することを得。

- (1) 元本を領收し又は之を利用すること。
- (2) 借財又は保證をなすこと。
- (3) 不動産又は重要な動産に關する権利の得喪を目的とする行為をなすこと。
- (4) 訴訟行為をなすこと。
- (5) 贈與和解又は仲裁契約をなすこと。
- (6) 相續を承諾し又は之を拋棄すること。
- (7) 贈與若しくは遺贈を拒絶し又は負擔附の贈與若しくは遺贈を受諾すること。
- (8) 新築改築

増築又は大修繕をなすこと。(9) 民法第六百二條に定めたる期間を越ゆる借貸借を爲すこと。

(ニ) 妻。妻が左に掲げたる行為をなすには夫の許可を受くることを要す

- (1) 前記(1)乃至(6)に掲げたる行為をなすこと。
- (2) 贈與若しくは遺贈を受諾し又は之を拒絶すること。
- (3) 身體に羈絆を受くべき契約をなすこと。

(5) 住所 各人の生活の本據を住所といふ。本籍の如何、届出の有無に拘らず、人が其場所に常住あるの意思あり、且事實上常住する場所を以て住所とす。住所の知れざるときは現在の居所を以て住所と看做す。

(6) 法人 前出

三、法律行為

法律行為とは私法上の権利の發生變更又は消滅を生せしめんことを目的とする意思表示をいふ。法律行為をなす者及其の相手方を法律行為の當事者といひ、當事者にあらざるものを第三者と稱す、法律行為には單獨行為及契約の二種あり。

- (1) 單獨行爲 單獨行爲は行爲者一方の意思表示のみに依りて效力を生ず。例へば遺言の如し。
 - (2) 契約 契約は二人以上の意思表示の合致に依りて效力を生ず。例へば賣買の如し。
 - (3) 代理 法律行爲は當事者自ら之をなすことあり。代理人をして之をなさしむることあり。代理人とは本人の爲めにする意思を以て本人の名にて法律行爲をなす者をいふ。代理人のなす法律行爲の効果は直接に本人に及ぶ。例へば代理人が物品を賣りたるときは本人は賣主となるが如し。
 - (4) 條件期限 法律行爲には條件又は期間を附することあり。來月一日に辨償すべしといへば其の月日は期限にして、汝優等生とならば賞與を與へんといへば優等生となるや否や將來の不確定の事實なるを以て條件なり。
 - (5) 時効 一定の期間或事實上の状態が繼續したるに因りて權利を取得し或は之を喪失せしむることを得る方法を時効といふ。
- 四、物 私權の目的は即ち私權の客體にして權利者が他人との關係に於て享受することを得べき利益の内容なり。或は物なることあり、或は人の行爲又は身

分なることあり。

物は専ら有體物即ち一定の空間を占領し感官に觸るゝことを得る物體をいふ、電氣は例外として物なりと看さる。

物は私權の目的の主たるものにして種々の標準によりて左の如く區別するを得。

(1) 動産及不動産

不動産とは土地及其の定着物をいふ。土地の定着物の主なるものは家屋其の他建築物等なり

動産とは土地及び其の定着物にあらざる物をいふ。例へば衣服器具等なり。

(2) 代替物及不代替物

或物が其の種類に共通なる性質に依りて吾人の需要を充すときは之を代替物といふ。代替物は互に代ふることを得。例へば金銭及米等なり。

或物がそれに固有なる性質によりて吾人の需要を充すときは之を不代替物といふ。不代替物は互に代ふることを得ず。例へば名工作の唯一の繪の如きものなり。

(ハ) 主物及従物

従物とは主物の常用に供せらるゝ物をいふ。例へば時計は主物にして鎖は従物なり。主物の處分は當事者が反對の意見を表示せざる限り従物に及ぶものなり。例へば主物たる時計を賣渡すときはその従物たる鍵鎖も當然買主の所有に歸するが如し。

(ニ) 元物及果實

元物とは果實を産出せる物をいふ。例へば家屋元金は元物にして家賃利息は果實なり。果實に左の二種あり。

1、天然果實 物の用方に従ひて收得する産出物をいふ例へば鶏に依りて得る卵の如きものなり。

2、法定果實 物の使用の對價として受くべき金錢其の他の物をいふ。例へば利息地代等これに屬す。

天然果實は其の元物を收得するの權利を有する者に於て收得す。例へば稻を刈らざる前に其の田地を賣渡すときは田地の買主は稻を收得するの權利を有す。

法定果實は支拂期日の如何に拘らず之を收得するの存續期間日割を以て之を收得す。例へば家屋三十日の使用に對し十二圓を支拂ふ場合に二十日を経て其の家屋の讓渡ありたる時は舊所有者は八圓新所有者は四圓を收得す。

五、

物 權 物權とは物の上に直接に行はれ他人に對抗し得べき權利をいふ。

物權は債權人權に對して用ふ、債權は人に對する權利にして人の行爲の上に存する權利なり、物權は人の立入ることを俟たず、直接に物の上に行ふを得る權利なり。物權の最も重なるものは所有權なり。所有者は物につきて他人に頓着なく自由に處分し使用するを得るなり。而して物權は債權の如く特定の人をして特定の行爲をなさしむるの義務を負はしむるものにあらずして、唯一般の人をして物に對する權利者の行爲を侵害せざる消極的の義務を負はしむるに止るものなり。

物權の効力

(一)

優先權 吾々は或物の上に物權を有するときは、第三者は最早同一物の上に同一の物權又は吾々の物權と相容れざる權利を取得することを許さず。

故に同一物の上に時を異にして數個の物權設定せられたる時は、其の優劣は設定の前後に依りて定まるべきものにして、先に設定せられたる權利は後に設定せられたる權利に優先するを原則とす。

(二) 追及權 吾人の有する權利が物體なるときは權利の目的なる物が輾轉して、何人の手に歸するも其の物に追隨して權別を行ふを得、これを追及權といふ。物權の設定移轉は當事者間には意思表示のみによりて効力を有すれども、第三者に對抗するが爲には不動産は登記をなし、動産は引渡をなさざるべからず。

物權の種類

(一) 占有權 自己の爲にする意思を以て物を所持する權利なり。占有權は占有の利益を享有する權利なり。占有權を有する者は占有物の果實を取得し、占有を妨害せられたるとき、又は其の妨害を受くる虞あるときは妨害の停止又は其の豫防並に損害の賠償を請求し、且占有を奪はれたる時は物の返還及損害の賠償を請求することを得。

(二) 所有權 法令の範圍内に於て自由に物の收益・使用・處分をなし得る權利を

いふ。故に所有權は物に對する完全なる支配權にして、物を利用する範圍の最大なるものなり。法令の範圍内といふは、所有權は土地收用法・徵發令・民法上相隣者關係等によりて制限を受くるものにして、此の法規を脱するを得ざるものなりとの謂なり。處分とは賣買・交換・讓與・質入・破壊等をいふ。

所有權の制限

- (一) 公益に基く制限。 (イ) 毒藥・劇藥・彈藥の取締規則。 (ロ) 公安風俗を害する圖書出版物取締。
- (ハ) 土地收用法・徵發令。
- (ニ) 所有者相互の利益に基く制限、相隣者關係。

共有……所有權の數人に屬するもの、持分……共有者が共有分に關して行ふことを得べき權利の分前。所有權の取得

- (一) 原始的取得 新に物の所有權を取得するをいふ。(先占・遺失物の拾得・埋)
- (二) 繼承的取得 前所有者の權利を繼承して取得するをいふ。賣買・交換・贈與等はこれに屬す。
- イ、先占 自己の所有となすの意思を以て他人に先んじて無主の動産を占有するをいふ。例へば自己の所有となすの意思を以て無主の鳥獸を捕獲するが如き是なり。
- ロ、遺失物拾得 遺失物とは占有者が占有を放棄するの意思なくして偶然に占有を失ひたる動産をいふ。遺失物の拾得者は左の條件に従ひてその所有權を取得

す。

- (イ) 遺失物が法禁物にあらざること。
- (ロ) 特別法に定むる手續により公告をなしたる後一定の期間(一箇年)を経過し遺失者の出てざること。
- (ハ) 拾得者が遺失物を隠匿し又は不正に之を處分するの行爲をなさざりし時。
- (ニ) 埋藏物の發見 動産不動産中に埋藏せられたる物件にして、所有者何人なるかを知らざること能はざる物をいふ。自己の所有物中に於て埋藏物を發見したるときは、其の全部の所有権を取得し、他人の所有物中に於て發見したるものは其の物の所有者と折半す。但し學術技藝若くは考古の資料に供すべき埋藏物は國庫の所有に歸す。埋藏物は特別法の定むる所に從ひ公告をなしたる後六箇月内に其の所有者の知れざるときは發見者其の所有権を取得す。
- (三) 添附 一物が他物の從として之に合するをいふ。原則として主物の所有権を有する者添附せる從物の上にも所有権を取得す。

所有権の消滅

- (一) 目的の滅失せるとき。
- (二) 法令が目的物の所有を禁じたるとき。
- (三) 目的物が没收せられたるとき。
- (四) 所有者が所有権を拋棄したるとき。
- (五) 他人が目的物上に時効、遺失物拾得等によりて所有権を取得したるとき。

(3) 地上權

他人の土地に於て工作物又は竹木を所有する爲其の土地を有する權利をいふ。地上權は當事者の意思表示に依りて之を設定し、其の存續の期間には制限なし。地上權は有償にて之を設定することを得るものとす。

(4) 永小作權

小作料を支拂ひて他人の土地に耕作又は收畜をなすの權利をいふ。小作料は金錢又は作物より成り、一時又は定期に支拂ふ。永小作權の存續期間は二十年以上五十年以下とし、其の期間を定めざる時は之を三十年とす。

(5) 地役權

一定の目的に従ひ他人の土地を自己の土地の便益に供する物權をいふ。使用の目的は之を設定する際に定む。便益に供する土地を承役地といひ、地役權によりて便役を受くる土地を要收地といふ。

地役權は例へば自己の土地の灌漑に使用せんが爲に、他人の土地を経て水道を造り、或は自己の土地に出入するが爲に、他人の土地を通過するの權利の如し。

(6) 擔保物權

債權を擔保し其の辨濟を確實ならしむる物權にして、留置權、質權、抵當權、先取特權の四種とす。

(イ)

留置權。

適法に他人の物を占有する者が其の物に關して生じたる債權の辨濟期に至り、辨濟を受けざる場合は其の辨濟を受くるまで其の物の占有を保留する權利をいふ。

(ロ)

先取特權。

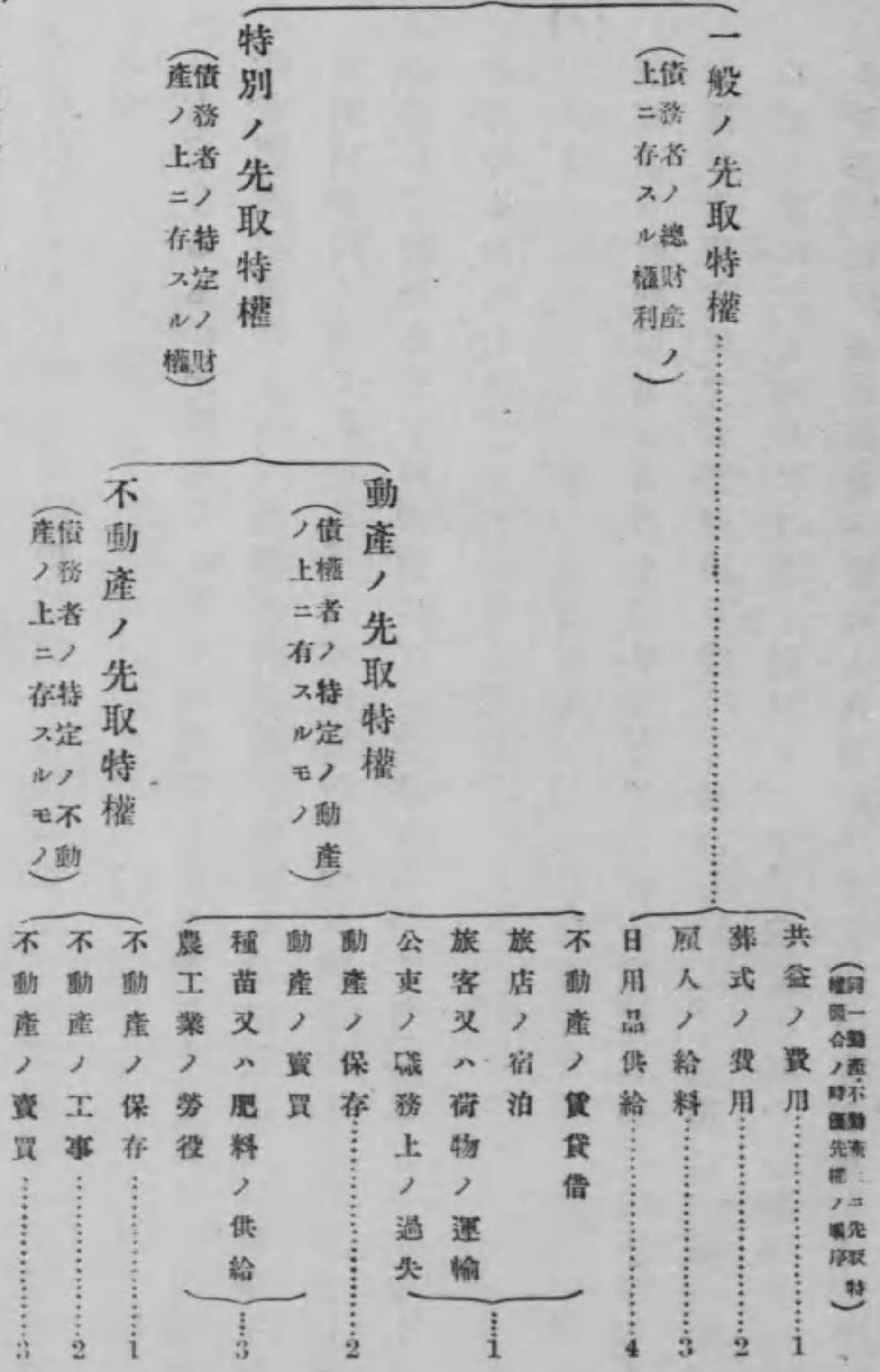
民法又は其の他の法律の規定に従ひ、或債權を有する者が其の債務者の一般の財産又は特定の財産に付他の債權者より先に辨濟を受くる權利をいふ。一般の先取特權特定の先取特權の別あり。先取特權は當事者の意思を問はず法の規定によりて當然發生す。

先取特權

(ハ)

質權。

債權者が債務の擔保として債務者若くは第三者より受けたるものを占有し、且其の物に付他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利をい



ふ。而して目的たるものは法律上又は當事者の意思上、讓渡することを得るものたらざるべからず。

又質權は當事者の意思により設定するものなれども、質權には目的物の占有を要するを以て、質物の引渡をなすにあらざれば質權設定の効力を生ぜず。

占有するものが動産たると不動産たるとによりて、動産質・不動産質・權利質に分つ。債務者辨濟を肯せざる時は質權者は質權を實行して辨濟を受くることを得。質權の實行につき動産・不動産質權者は質物を競賣して辨濟を受け、權利質にては債務者の債務者(第三債務者)をして辨濟をなさしむるなり。

(二) 抵當權。

債務者又は第三者の占有を移さずして債務の擔保に供したる不動産につき他の債權者に先ちて辨濟を受くる權利をいふ。質權には占有の移轉を必要とすれども、之れには之を必要とせず。登記と稱する公示法を以て、恰も占有するが如く世間一般の人に對して抵當權の存在を知らしむ。質權

六、債權。

(一) 債權の本質。

の目的物は既に質權者の手にあれば質置人即ち質權設定者は最早之を他に質入すること能はざれども、抵當に至りては設定者は自由に其の物につき何度も抵當權を設定するを得べし。故に辨濟につき一物に對し多數の抵當の競合起ることあり。抵當權者が辨濟を受くる順位は其の登記せられたる順序により第一抵當權者第二抵當權者と稱す。而して抵當權の實行方法は目的物たる不動産を競賣して代價を分つにあり。

債權とは他人の一定の行爲又は不行爲を要求する權利をいふ。即ち債權は特定の人に對する權利にして、特定の人とは或事をなし又は爲さざる自由を有するに拘らず之を爲さざらしめ又は爲さしむる權利なり。而して其の爲さしめ又は爲さしめざる行爲は特定に行爲に限る。若し絶對無制限の行爲ならんか其の人に對して獨立の資格を失はしむるを以つて斯くの如き權利は無効といはざるべからず。債務の關係は債權者即ち行爲不行爲を要求する人と、債務者即ち之を要求せらるゝ人とより成立し、其の成立には一定の原因

を要す。債権は物権と異り優先権及び追及権なし。

(二) 債権發生の原因

債権發生の原因に就きては法律行為によるものと、其の以外の事實に原因するものとあり。法律行為による原因にも契約と單獨の意思表示との別あり。第一。契約。

權利を創始し、移轉し、變更し、消滅せしむるを目的としたる二人以上の意思表示の合致したるをいふ。即ち一方の申込に對して他方の承諾あるによりて成立するものなり。

(イ) 有償契約。合意の當事者が互に出捐する義務を負ふ契約なり。例へば賣買・交換・貸借・雇傭・請負は之に屬す。

(ロ) 無償契約。當事者の一方のみ出捐し、相手方に無償の義務なき契約をいふ。例へば贈與・消費貸借・使用貸借の如し。

(ハ) 前二者の中間にありて當事者の意思如何により、或は有償となり或は無償となるものあり。委任・寄託等之に屬す。

第二。單獨行為。

一方の意志表示のみによりて成立する法律行為をいふ。例へば催告・追認・取消・解除・同意・許可・遺言等の如き是なり。之等の行為は相手方たる人に對して之をなすこと最も多しと雖も、又何人にも對せざる場合あり。例へば、寄附行為・相續の承認又は拋棄の如き是なり。

第三。法律行為以外の事實。

(イ) 事務管理。義務なくして他人の爲に事務を管理するをいふ。而して管理者が本人のために有益なる支出をなしたる時は本人に其の償還を請求するを得べく、債権債務の關係ここに發生す。

(ロ) 不當利得。法律上の原因なくして他人の財産又は勞務に因り、利益を受け之が爲に他人に損害を及ぼすをいふ。例へば貸主にあらざるものに誤りて辨濟したるとき之を受けたるものは不當利得をなすなり。此の利益は損失を受けたる他人に返還せざるべからず。

(ハ) 不法行為。故意又は過失に因りて他人の權利を侵害して損失を生ぜしめたる行為をいふ。而して不法行為をなしたるものは損害賠償の責任を負ふ。之も亦行為の當時債権關係を作らんとして企てたるにあらず。行

爲の結果遂に債權關係を發生するに至りしものなり。

(三) 債權の効力。

債務者は期限の到來したるとき其の債務を履行せざるべからず。債務者任意に債務の履行をなさざる時は債權者は裁判所に請求して履行を強制することを得。若し債務の性質強制を許さざるとき又は債務者債務の本旨に従ひたる履行をなさざる時は債權者は損害賠償を請求するを得。賠償義務の有無及び其の額は裁判所之を定む。

(四) 債權の消滅。

債權が其の客觀的存在を失ふ場合を債權の消滅といふ。債權一旦消滅すれば其の從たる擔保權の如きも亦消滅し、債務者は全く拘束を免るるに至る。我が民法に規定せる債權消滅の原因に辨濟・相殺・更改・免除・混同の五あり。

(イ) 辨濟。債務の本旨に従ひたる履行をいふ。辨濟の目的物は債權の目的と同じく、債務者の一定の行爲なり。他の目的物を以て辨濟に充つる時は之を代物辨濟と言ひ當事者の合意を要す。

(ロ) 相殺。二人相互に債務を負擔する場合に其の對當額につき債務を消滅

せしめんとする單獨行爲にして、雙方の債務同種の目的を有し共に辨濟期にあるを要す。

(ハ) 更改。舊債務を消滅せしむるため新債務を發生せしむるを目的とする契約なり、舊債務消滅するが故に債務の消滅する一原因なり。

(ニ) 免除。債務を消滅せしめんとする債權者の單獨行爲にして債權者が其の債權を拋棄せんとする意思表示なり。此の意思を債務者又は其の代理人に對して表示したる時は債權は消滅す。

(ホ) 混同。同一人にして債權者たると同時に債務者たるの地位に立つに至れる事實をいふ。即ち債權と債務とが同一人に歸したる事實にして、債權は之によりて消滅するものなり。

七、親族。(前出)

八、相續。(前出)

第四課 商 法

(教授時數凡一時間)

要 旨

商法に關する知識を與へ、商業組織の概要を理解せしむ。

解説

一、總則

商法は私法の一部にして商事に關する法規なり。民法は私法に於ける普通法にして、商法は其の特別法なり。

- (1) 商業商人。商業とは商行爲を目的とする營業をいひ自己の名を以て其の商行爲を營業となすものを商人といふ。
- (2) 商行爲。營利の目的を以て財貨を轉換する行爲をいふ。
- (3) 商業使用人。商業を爲すに使用する支配人・番頭・手代等をいふ。
- (4) 營業所。商人が商取引を行ふ本場にして營業用店舗の所在地なり。
- (5) 商號。商人が營業上に於て自己を表示する名稱をいふ。
- (6) 商業帳簿。商人の財産状態を明にする爲法律上設備を命せられたる帳簿をいひ、日記帳・財産目録・貸借對照表の三種とす。

二、會社

- (1) 合名會社。二人以上の連帶無限責任社員を以て組織せる會社をいふ、無限

責任社員とは會社の財産を以て會社の債務を完済すること能はざる場合に、社員的全財産を以て其の返済の責に任ずるものをいふ。

- (2) 合資會社。無限責任社員と有限責任社員とを以て組織せる會社をいふ。

有限責任社員とは、自己の出資額又は一定の金額を限度として會社の債務を辨済する責に任ずるものをいふ。

- (3) 株式會社。資本金を幾多の株式に分ち、之を引受け又は譲受けたる株主と稱する社員を以て組織す。會社の債務に對しては、會社財産のみを以て責任を負ひ、株主はすべて有限責任なり。會社の意思は株主總會に於て之を決し、外部に對しては取締役之を代表す。

- (4) 株式合資會社。無限責任社員と株主とを以て組織せる會社をいふ。

- (5) 外國會社。外國の法律に従ひ設立せられたる會社をいふ。其の設立者の内國人たると外國人たると、又外國に於て設立したると内國に於て設立したるとは之を問はず。

三、商行爲。我が商法は左に掲ぐる行爲を以て商行爲と爲せり。

- (甲) 絶對的商行爲。商人たると否とを問はず營業として之を爲すと否とに

拘はらず行爲の性質上商行爲たるものをいふ。

(1) 利益を得て譲渡す意思を以てする動産不動産若しくは有價證券の有價取得又は其の取得したるもの、譲渡を目的とする行爲。

(2) 他人より取得すべき動産又は有價證券の供給契約及其の履行の爲にする有價取得を目的とする行爲。

(3) 取引所に於てする取引。

(4) 手形其の他商業證券に關する行爲。

(乙) 相對的商行爲。營業として爲す場合に限り商行爲たるものをいふ。

(1) 貸貸する意思を以てする動産若しくは不動産の有價取得、若しくは賃借又は其の取得若しくは賃借したるものの貸貸を目的とする行爲。

(2) 他人の爲にする製造又は加工に關する行爲。

(3) 電氣又は瓦斯の供給に關する行爲。

(4) 運送に關する行爲。

(5) 作業又は勞務の請負。

(6) 出版印刷又は撮影に關する行爲。

(7) 客の來集を目的とする場屋の取引。

(8) 兩替其の他の銀行取引。

(9) 保險。

(10) 寄託の引受。

(11) 仲立又は取次に關する行爲。

(12) 商行爲の代理の引受。

(丙) 附屬的商行爲。前二種に列舉せられたる行爲の外商人の營業の爲にする行爲をいふ。

四、手形。手形とは或金額が一定の時及地に於て單純に支拂はるべき旨を記載せる商業證券にして、爲替手形、約束手形、小切手の三種あり。

五、海商法。商業の最初に發達したるは海上商業なり。蓋し海上は陸地よりも運輸交通の便遙に多きによる。海商法とは即ち海上の商業に關する法規にして、主として營利目的を以てする船舶及海上運送に適用せり。

(附) 破産法。破産法とは即ち商人が支拂を停止したるとき、多數の債權者に破産者の財産に關して公平なる満足を與ふることを定めたるものにして、商人

が支拂を停止したるときは自己又は債權者の申立により、裁判所の決定を経て之を宣告す。

(イ) 通常破産 民事上の制裁をうくるに止る。

(ロ) 有罪破産 (1) 詐偽破産とは債務者が債權者を害するの惡意ある場合を言ひ、(2) 過怠破産とは債務者に過失懈怠ありし場合をいふ。

第五課 國際公法

(教授時數凡一時間)

要旨

國際公法の大要並國交の重大なる所以を理解せしめ、國際及外交に對する常識を涵養す。

解説

一、國際公法

(1) 國際公法。國際團體を組織する各國家の承認に依り、國家と國家との關係を規定せる法規にして、條約及國際慣例より成る。

(2) 條約。國家と國家との間の成れる約束なり、我が國に於ては條約は天皇

の締結し給ふ所にして、通常全權委員を選び先づ外國の委員と會して條約の草案を議定せしめ、然る後天皇之を批准し交換をなすものとす。批准とは天皇が其の條約案を國家の意思として承認する旨を表示せられ給ふことにし、條約は之によりて成立す。條約批准書には親署の後國璽を鈐し主任の國務大臣之に副署す。

條約批准書の文例

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス帝國ト何國トノ交際ヲ永久ニ親睦ナラシメンコトヲ欲シ(若シ條約ナレハ)大正何年何月何日何所ニ於テ兩國全權委員ノ記名調印シタル何々條約文ノ各條目ヲ朕親シク閱覽點檢シタルニ善ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス。	神武天皇即位紀元何年大正何年何月何日東京宮城ニ於テ親ヲ名ヲ署シ置テ鈐セシム
御名	國璽
奉 敕	
外務大臣 何	某 璽

條約には修好條約、通商條約、同盟條約、媾和條約、萬國郵便電信條約、犯罪人引

渡條約、赤十字條約等種々あり。

條約の名稱に、協商、協約、覺書、約定、取極、宣告、議定書等あれども條約と同義なり。

條約の效力。條約は國際間の約束なるが故に條約國を拘束すれども國民を拘束せず。若し臣民を拘束せんと欲せば、國內に公布して之が遵守を命ぜざるべからず。

(3) 國際慣例。古來文明國の間に於て自然に發達したる慣例にして、漸次諸國に於て一般に認むるに至りしものなり。例へば外交官の特權の如し。

一、國交

(1) 世界の平和。凡そ人類は生活の安きを求め社交を欲するの性情を有す。随つて一社會一國內のみならず、廣く世界を通じて相親睦し、平和なる共同の生活をなして相互の幸福を完うせんことを理想とするものなり。文明の進歩するに従ひて交通機關益々發達し、國と國との距離愈々短縮するに至れば各國の關係漸く密接となりて、親善の度一層強きを加ふるに至るべし。

(2) 締結國。世界の平和は各國齊しく希望する所なり。茲に於て相互の衝突を避け國際關係を圓滿ならしめんがために、列國互に條約を締結して修好通商をなし、特に利害關係の大なるもの間に於ては或は同盟し或は協商し以て列國の權力平均を維持す。斯く條約を締結したる國は、之を締結國又は條約國といふ。また諸國相倚りて國際團體を組織し、便利有益なる慣例を選びて國家間の行爲に關する規則を定む。是國際法なり。

(3) 外交官領事
外交官は、特命全權大使、特命全權公使、辦理公使等にして領事官には、總領事、領事、副領事、名譽總領事、名譽領事、名譽副領事等あり。

外交官は自國を代表し諸般の外交に關する交渉にあたるものにして、領事官は、駐在國に於て自國臣民を保護し、貿易通商及航海に關する利益を保護増進するを以て職務となすものなり。

(4) 戰爭。各國は條約及國際法により互に他の權利を尊重し平和の維持に努むと雖、若し不幸にして利害の衝突を生じ、外交談判若くは仲裁によりて之を解決すること能はざる時は、止むを得ず開戦して勝負を決するの外なし。今日列國相競ひて軍備の強大を期する所以のもの亦此にあり。近時世界大戰

の結果、國際聯盟なるもの成立したれども、之を以て直に全世界に兵火の慘劇を現出せざるものなりとは信じ難し。

戰爭の方法に關しては戰時國際法の條規により、殘虐虚偽其の他卑劣なる手段を用ふることを戒む

- (イ) 殘忍なる殺害を行はざること
- (ロ) 俘虜を虐遇せざること
- (ハ) 非戦闘員に危害を加へ又は其の財産を掠奪せざること
- (ニ) 慘害甚だしき兵器を使用せざること
- (ホ) 赤十字條約により傷病者は敵味方の別なく救護すること
- (ヘ) 交戦國以外の國家は局外中立を守りて交戦國の何れをも救助せざること。

(5) 我が國交の主義。

明治天皇の五箇條の御誓文に、「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ。」智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ。」と宣はせられたり。締盟列國と深厚なる親和を保ち、光輝ある我が帝國の國威を發揚し、世界文明の上に大なる

貢獻をなさんとするもの、是實に我が大日本帝國の理想なり。戊申詔書に、「益々國交ヲ修メ、友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ランコトヲ期ス。」と又明治天皇御製に、

よもの海皆はらからと思ふ世に

など波風の立ちさわぐらん

と。之を拜誦せば、如何に世界の平和人道の大義に大御心を寄せさせ給ひしかを拜察し奉るを得べし。我等克くこの聖旨を奉體して之が實現徹底に努めざるべからず。

(6) 國民の心得。

- (イ) 文明國民たる品位を保ち國家の體面を重んずること。
- (ロ) 採長補短の道を講じ特色ある文明の開拓に盡すべきこと。
- (ハ) 外國人に對しては相當の禮儀を守り互に和親すべきこと。
- (ニ) 不正不義の行爲をなすべからざること。
- (ホ) 外國人は天涯萬里の孤客なれば須らく同情すべきこと。
- (ヘ) 國勢の如何によりて待遇を二三にすべからざること。

(ト) 世界の幸福平和をはかることに勗むべきこと。

第六課 財政

(教授時數凡三時間)

要旨

財政に關する一斑の知識を與へ、公共に對する義務心の養成に資す。

解説

一、財政の意義

財政とは國家又は公共團體が消極的に其の領土及人民の安寧秩序を維持し、積極的に進んで其の幸福を増進する目的を達するに必要な政費の分配及之に充つべき財物の取得並處理に關する經濟活動をいふ。國家が財政の主體たる場合に於ては之を國庫と稱し、國庫の保管・出納する現金を取扱ふものを金庫といふ。我國にては金庫の事務は日本銀行之を行ふ。

財政と個人經濟との差異

- (1) 財政は支出を計りて収入を制するを原則とすれども、個人經濟は収入を計りて支出を制するを常とす。

- (2) 財政は概ね權力の行使により、非代償的方法を以て収入を計ること多けれども、個人經濟は概して均等關係を以て収入を取得す。
- (3) 財政は支出に應すべき収入を以て足れりとし、過不足なきを期すれども、個人經濟に於ては成るべく多くの収入を得べきことを期す。
- (4) 財政に於ては通常個人經濟に於て見ざる各種の獨占事業を經營することあり。

一、歳出

國家が其の目的を達する爲に國庫より支出する金額を國家の歳出といふ。

國家の歳出は國家の發展と共に漸次増加するものなり。(大正十年)度の歳出は約十五億六千貳百萬圓を算す。これ、(1) 國務の増加、(2) 物價の騰貴、(3) 人口の増殖等に因るものなり。

歳出には經常支出と臨時支出との別あり。

- (1) 經常費。毎年規則正しく支出する經費をいふ。

例へば、皇室費・文武官の俸給等の如きは之に屬す。經常費は豫め之を算定すること難からず。

- (2) 臨時費。毎年支出するを要せず一時的に止まる経費をいふ。
例へば、軍艦製造費、學校建設費の如き之に屬す。
國家の歳出は左の諸條件を具ふることを要す。
 - (1) 國家の経費は必要又は有益ならざるべからず。
 - (2) 國家の性質上必然的の経費なるを要す。(軍備、行政、司法等)
 - (3) 國家の経費は國民一般の爲のものなるを要す。一階級又は一地方に偏すべからず。
 - (4) 公益上國家の施設に待つべき経費なるを要す。(郵便、電信、電話等)
 - (5) 收支相償はざる爲國家の施設にまつべき経費なるを要す。(軍用、鐵道、大學、天文臺等。)

三、歳入

國家が其の経費に充つる爲豫算に計上し、國庫に收納する金額を國家の歳入といふ。歳入には常經收入と臨時收入との別あり。

- (1) 經常收入。毎年規則正しく收入に歸するものをいふ。租税又は手数料の如きは之に屬す。

- (2) 臨時收入。特別の事情に基き臨時に收入に歸するものをいふ。國債募集、金官有財産一時拂下金、軍事情金の如きは之に屬す。

經常收入は之を私經濟的收入と公經濟的收入とに區別するを得。私經濟的收入とは國家が私人と同一の地位に立ちて營む經濟活動より生ずる收入をいふ。

- (1) 官有財産收入。國家の所有に屬する土地、山林、其他の物件より生ずる收入をいふ。

- (2) 官業收入。國家の經營する事業より生ずる收入をいふ。

例へば、鐵道、郵便、電信、電話又は各種の製造業若くは專賣事業等より生ずる收入の如きものなり。

公經濟的收入は權力に基づき一私人の財産の一部を徵收して得る收入なり。

- (1) 手数料。國家が特別の勞費を特定の關係者に提供し、それによつて生ずる報酬をいふ。

- (イ) 司法上の手数料。民事、刑事の裁判及登記の如き非訟事件に關する手数料なり。

- (ロ) 行政上の手数料。諸種の試験料、免許料、營造物の使用料、度量衡檢定手数料

料等なり。

(2) 租税。一般人民より強制的に徴収するものをいふ。租税は國の生存發達に必要な経費を支辨するものなれば、苟も國民たるものは其の義務として之が徴収に應ぜざるべからず。

租税徴収上原則とすべき事項左の如し。

(イ) 公正の原則。租税は人民の負擔力に應じ、且均等に之を負擔せしめざるべからず。而して其の賦課徴収は法律に準據するを要す。

(ロ) 經濟上の原則。租税は人民の收入に賦課して、資本に賦課することを避け、且人民に便利なる方法と時期と時期とを選びて之を徴収せざるべからず。

(ハ) 財政上の原則。租税は國庫に充分の收入を得しめ、且財政上の緩急に應じて屈伸力を具備せざるべからず。又多くの徴收費用を要せざるものを選ばざるべからず。

アダムスミス氏の原則

(イ) 平等の原則………各自の所得に應じて負擔

(ロ) 確實の原則………正確確實

(ハ) 便宜の原則………便利なる時期及方法

(ニ) 最少費の原則………可成徴收費用を少くし、人民の納むる所と國家の收むる所と其の差額を少からしむ。

租税には直接税・間接税の二種あり。

(1) 直接税。納税者と實際の負擔者と同一なるものをいふ。地租・所得税・營業税の如きものなり。

(2) 間接税。納税者と負擔者と異なるものをいふ。即ち納税者が其の賦課せられたる負擔を他人に轉嫁するものなり。

酒造税・醬油税・砂糖消費税・關稅等なり。

國家の徴収する租税は之を國稅と名づけ、地方自治團體の徴収する租税は之を、地方税といふ。地方税には特別税附加税の二種あり。

(1) 特別税。國稅に存せざる地方自治團體限りの税目にして、府縣の家屋税・戶數割・雜種税・市町村の反別割・等級割等是なり。

(2) 附加税。國稅たる地租・營業税・所得税に附加して課税するものをいふ。地租割・營業割・所得割等是なり。

市町村は以上の國税に附加するは勿論、府縣の特別税にも之を附加することを
得。

四、歳計

歳計とは歳出入の豫算及決算をいふ。國家の財政は歳出入の平均を保ち、過不足なきを期するにあるが故に、豫め歳出及歳入の額を計算し、以て一年間に於ける財政の計畫を定めざるべからず。所謂歳出入の豫算は一箇年即ち會計年度内に於ける財政計畫に外ならず。會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る一箇年なり。

國家の歳出入の豫算は帝國議會の協賛を経ざるべからず。若し豫算が議會の協賛を経ること能はずして不成立となりたる時は、政府は前年度の豫算を以て經理するものとす。

豫算は歳入豫算、歳出豫算に分ち、各々之を經常臨時に二分し、更に各部を多數款項、節目に小別す。而して歳出豫算中、節目以下の金額は各大臣に於て之を流用することを得。

豫算不足の場合は之が救済法を設けらる。

(1) 豫備費の設定 豫算に掲げたる費用に不足を生じたる場合に於て之を補足せんが爲に歳出豫算中に豫備費を設く。これ所謂第一豫備金なり。豫算に掲げざる費用に要する場合に對しても亦歳出算中に豫備金を設く。これ所謂第二豫備金なり。

(2) 緊急の支出 公共の安寧を保持するため、緊急の支出を要する場合に於て帝國議會を召集すること能はざる時は、勅令により豫算外の支出をなすことを得。

決算とは歳入、歳出の豫算の實施成績を示すものをいふ。即ち一會計年度の實際の收入、支出を明にするものなり。國家の歳出入決算は會計検査院の審査確定を経て、帝國議會の審議を経べきものなり。

五、公債

公債とは國家又は公共團體が公共の需要に對する臨時收入の手段として、其の信用に基きて起し得る債務の總稱なり。而して國家の公債を國債と言ひ、公共團體中府縣郡の公債を府縣郡債、市町村の公債を市町村債といふ。

國家又は公共團體は左の如き場合に公債を起すことを得。

(1) 歳入の缺損、天災地變、戦争等により臨時に發生する財政上の需要を充さんとする場合。

(2) 永遠の利益となるべき事業の需要に應せんとする場合。

公債は契約の條件に依りて確定公債及流動公債の二種に別つ。

(1) 確定公債。豫め發行額、利子支拂期限、其の他の條件の條件を確定して募集するものをいふ。確定公債には其の期限の豫め一定せるものと、豫定期間なく政府の隨意に臨時償還するものとの二種あり。前者を有期公債、後者を無期公債又は永遠公債といふ。

内國債……………募集地の内國なるもの、

外國債……………募集地の外國なるもの、

普通單に公債といふは確定公債を指すものなり。確定公債は通常歳入の不足を補ふ爲に募集せられ、長き時日の間に償還せらるゝものなり。

公債の額に一定の制限なく常に變動あるものをいふ。

(2) 流動公債。國家及公共團體は或は財政上の一時的融通の爲に臨時資金を借入れ、或は行政上より種々の資金の信託を受くるものなり。大藏省證券一

時借入金郵便貯金各種の保證金及保管金等。

公債は之を一定の金額に分ち、其の金額及番號を記載したる證書を作成して之を應募者に交附す。之を公債證書といふ。

(1) 記名公債……………募集するに當り應募者の氏名を記入せるもの、

(2) 無記名公債……………應募者の氏名を記入せざるもの、

公債を募集するには廣く公衆をして之に應せしめ、又銀行をして之に應せしむるものなり。公債を募集するに當りては先づ發行價格を定む。發行價格とは應募者が公債證書に對して拂ひ込むべき金額をいふ。發行價格は證書面の金額以上若くは其の以下なることあり。又は證書と同一なることあり。公債償還の方法には抽籤償還と買上償還との別あり。

(1) 抽籤償還。抽籤を行ひ抽籤したる番號の公債證書に對して償還するもの。

(2) 買上償還。隨時公債證書を買上げて償還するものなり。

第七課 貨幣及紙幣

(教授時間數凡二時間)

要旨

貨幣の意義本邦貨幣制度並紙幣の種類

解説

一、貨幣

(1) 貨幣の意義 貨幣は國家が強制的に流通力を與へ交換の媒介價格の標準となるものなり。されば貨幣の材料は、交換の媒介として最も便利なるものを可とするを以て古來幾多の變遷を経たり。即ち古昔未開の社會にありては皮革家畜布綿穀物貝殻等を貨幣として用ひたれども、今日文明國に至りては一般に金屬を採用するに至れり。

(2) 貨幣の職分

(イ) 交換の媒介 交換の媒介を爲すは貨幣第一の職分なり。物々交換は各人の需要供給の一致せざること及分割し難き等の不便あれども、貨幣は之等の不便なきを以て、媒介をなすに最も便なり。

(ロ) 價格の標準 貨幣は交換の媒介をなすと共に總ての價格を測定する標準となるを第二の職分とす。

(ハ) 財の價值貯藏 貨幣は其の容積重量の割合に價值大なるを以て、財の貯

藏に用ふるを便とす。

(ニ) 支拂の用具 貨幣は國家が強制的に流通力を與へ支拂の用具として自由に通しむるものなり。

(三) 貨幣の材料 貨幣の材料としては左に列擧する性質を具ふるを要す。

1. 一般に認めらるる價值を有すること。
2. 分合の自由なること。
3. 品質の一樣なること。
4. 携帯運搬に便なること。
5. 性質形體の容易に變更毀滅せぬこと。
6. 價格の變動少なきこと。
7. 認識し易きこと。
8. 圖識を施し易きこと。

(4) 貨幣制度

(イ) 製造及發行 貨幣の製造發行券は政府に屬す。但し人民は地金を提出して金貨の製造を請求することを得。

(ロ) 價格の單位 貨幣の單位とは一定の重量と品質とを有する金屬を以て價格の標準とし、之を以て計算の基本となしたるものをいふ。我國にては純金の量目二分を以て單位とし之を圓と稱す。

(ハ) 貨幣の本位。

我が國は金貨を以て本位貨幣とし、無制限に通用の効力を有せしむ。而して他の貨幣は補助貨幣にして、銀貨は十圓まで、白銅貨及青銅貨は一圓まで強制通用力を有す。

- (1) 本位貨幣 其の交換價值が直接其の含有する金屬の價值を代表するものにして、法律上支拂金額に制限なきものをいふ。
- (2) 補助貨幣 其の交換價值が其の含有する金屬の價格を代表せざるものにして、一定の制限内に於てのみ強制通用力を有するものをいふ。

二、紙幣

(1) 紙幣の性質 紙幣は紙片に一定の價格を表示し本位貨幣を代表して廣く通用せしむる證券なり。紙幣は實價を有せざれども貯藏運搬の便を有し、又貨幣の用を減じ、發行額を伸縮するを得るの利點を有す。然れども損傷の危険及濫發をなすの弊あり。紙幣に對し貨幣を正幣又は硬貨と稱し、兩者を總稱して通貨といふ。

- (2) 紙幣の種類
- (1) 不換紙幣 の發行者が貨幣と引き換ふるの義務なきものをいふ。

(2) 兌換紙幣 發行者が所持人の請求に應じて、額面と同額の貨幣とを引き換ふるの義務を有するのをいふ。

現今我が國に流通する紙幣は政府の發行せる小額紙幣及日本銀行發行の兌換券なり。

小額紙幣は補助銀貨に代用するため發行したる兌換券にして、五拾錢、貳拾錢、拾錢の三種あり。拾圓までを限り法貨として通用することを得。

日本銀行兌換券は法定の條件の下に日本銀行の發行する所にして、現在は壹圓、五圓、拾圓、貳拾圓、百圓の五種あり。

第八課 立憲國民の覺悟

(教授時數凡二時間)

要旨

我が國體の優秀なる所以並に立憲國民の心得を感得せしめ、國民の責任の重大なるを自覺せしむる。

解説

一、金匱無缺の我が國體

抑も我が國家には皇祖皇宗の肇め給へる所にして、人民ありて後君主の起れる他の國家とは自ら建國の由來を異にす。況や皇室は我等民族の宗家にして、列聖の臣民を愛撫し給ふことの厚き、恰も慈母の赤子に於けるが如きに於てをや。我が臣民たるもの其の淵源の宏遠にして、皇恩の至大なるを思はば、誰か愛國の精神を懐かざるものあらんや。教育勅語に「國ヲ肇ムコルト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ。」と仰せ給へり。皇祖皇宗の國を肇め給ふや其の規模廣大莊嚴にして未來永遠に亘りて動くことなきを明示せらる。天照大神の神勅に「豊葦原ノ千五百秋瑞穂ノ國ハ我カ子孫ノ世々君タルヘキ地ナリ、汝皇孫ユイテ治メヨ、寶祚ノ隆エンコト天壤ト共ニ窮リナカルヘシ」とあるは實に我が建國の大本を明に示し給へるものにして、君臣の分茲に定り、皇位日月の如く燦として輝けり。皇孫瓊々杵尊この神勅を奉じ、群神を率ゐて此の國に降臨せんとし給ふや、畏くも大神は三種の神器を授けられ、神鏡を示して「此ノ鏡ヲ見ルコト我ヲ見ルガ如クセヨ」と詔らせ給ふ。爾來三種の神器は皇位承繼と共に列聖相承け給ふこととなれり。

神武天皇に至りて始めて東方大和地方を平定せられ、都を大和の橿原に奠め、御

即位の大禮を舉げさせ給へり。爾來今日に至るまで實に百二十二代二千五百八十一年の星霜を経たり。此の間時勢の變遷著しく、時に國內亂れ武臣干戈を交へたることありしと雖、未だ外冠をうけず、帝業日月と共に光を争ひ、皇統連綿として天壤と共に窮りなく、殊に明治二十七八年の戦役に於て一躍東洋の覇權を握り、明治三十七八年露國と戦ひて忽ち世界の一等國となり、版圖亦次第に擴大して北は樺太より南は臺灣に及び、韓國を併合し更に遼東の利權を收め、歐洲大戦に於ては青島に南洋諸島に西比利亞に國威を發揚し、今や五大強國の一として東洋の盟主を以て任じ、歐米列強と相對峙し、面積四萬三千九百八十方里人口七千七百萬餘を包容するに至り、國威の隆昌旭日昇天の如くなるは是れ我が聖德の宏遠なるに依らすんばあらず。

此の金甌無缺の國體をして益々其の光輝を發揚せしめ、皇德をして萬邦に光被せしむるは我等七千萬同胞の大なる責任ならずや。

二、立憲政治

我が大日本帝國は以上の如き萬邦無比の國體を有し、加ふるに世界に比類なき欽定憲法の制定によりて東洋唯一の立憲君主國となれり。これによりて帝國

臣民は立憲政治の恩澤に浴し祖先の未だ曾て享有せざりし多大の權利を得齊しく政治に參與し、天皇治國の大業を翼賛し奉ることゝなれり。

三、權利と責任

吾人臣民は立憲政治の恩澤に因りて權利の伸張と確保を得たり。されば其の地位の高められたる光榮を擔ふと共に、天皇に對し奉り又國家に對して盡すべき責任の重大なるを自覺せざるべからず。

憲政施行せられてより已に三十有餘年、其の發達見るべきもの尠からざるも尙ほ往々憲政の本旨にもとるものあり、民論の無視、選舉の腐敗、議員の買収、政黨の橫暴、官吏の收賄等是なり。されば我が國憲政をして最有終の美を濟さしむるは前途遼遠にして、國民の覺醒に俟つべきもの大なりと言はざるべからず。

四、憲政有終の美

吾人の祖先は立憲の恩澤に浴すること能はざりき。而も尙よく忠誠をつくして國家に奉仕したるにあらずや。我等幸に立憲帝國に生を稟けたるもの宜しく憲政の本義を體得し、能く之を運用して、和衷協同益々帝國の進運を扶持し、以て憲政有終の美を遂げんことを期すべし。

我が國威の振張は近時著しきものありと雖、之を歐米の先進國に比すれば尙未だ及ばざること遠く更に大なる發展を要す。吾人臣民たるもの須らく我が國現時の地位とその責任とを念ひ益々奮勵努力して國體の精華を宣揚し國運の發展を期せざるべからず。(土屋氏公民教科書に於る)

明治天皇御製 千よろつの民よ心をあはせつゝ

國に力をつくせとぞ思ふ。

くにたみの力の限りつくすこそ

我が日の本のかためなりけれ。

第九課 歐洲の大戦

(教授時數凡四時間)

要旨

世界大戦並現状の概要を知らしめ、世界に於ける我が國の地位を理解せしむ。

解説

一、歐洲大戦の原因

甲、遠因

(一) 新舊二大勢力の衝突

1. 新興國

イ 人口の増加

ロ 生産力の夥多。(生産品の販路を求め貿易市場の擴張を計らざるべからず。人口の捌け口を求めざるべからず。(殖民地)貧乏の懸隔の調和をはからざるべからず。上下の階級の融和をはからざるべからず。各各異れる主義思想に對して其の衝突の解決方をなさざるべからず)

2. 舊來根強く勢力を張りて世界に雄飛せる老大國。

(二) 英獨の抗争

1. 獨逸の興隆(一八一四—一八一五ウイーン會議によりドイツ聯邦組織を認めらる)

2. 普佛戰爭……ドイツ聯邦完成。

3. 人口の増加と生産力の膨脹。

4. ドイツ文化……侵略主義……力主義(最適者殘存)

5. 英獨の爭覇。

(三) 露獨の抗争

1. ドイツの近東經略(トルコ—メソポタミヤ)

2. 露國の南下政策

3. バルカン半島に於ける露獨の衝突。

(四) 佛獨の舊讐

1. アルサスローレンの二州獨逸に奪はる。

2. アフリカに於て佛獨の殖民的利害の衝突

(五) 民族問題(各國民中の異分子の國民的統一運動)

1. 雜多なる國民的運動 2. 民族主義の由來。

3. 奥匈國及バルカン半島に於ける民族關係 獨逸對バルカン諸民

族。 5. 汎獨主義。

乙 近因

(一) 奥國皇儲暗殺(一九一四年(大正三年)六月二十八日、ヴオスニヤ州の首府サラエボ)

(二) 奥皇室暗雲に閉さる。

- (三) 陰謀の策源地はセルビヤなり。
- (四) 奥國最後通牒を塞國に送る……七月二十三日
- (五) 獨國の奥國後援。
- (六) 露國の塞國後援
- (七) 獨國の白耳義國境通過
- (八) 英佛の奮起。

(大類伸氏書に據る)

二、歐洲大戰の交戦國

(一) 同盟軍

ドイツ。オーストリア、ハンガリー。トルコ。ブルガリヤ。

(二) 聯合軍

イギリス。フランス。ロシア。イタリヤ。ベルギー。アメリカ(北米合衆國) 日本。支那。ギリシヤ。等

三 日獨開戦の次第

- (一) 我が國參戦の意義
- (1) 日英同盟

東洋及印度方面に適用 相互の領土權保護 兩國の特殊の利益保護。支那の獨立及領土保全。支那に於ける列國商工業機會均等主義の維持。兩國は以上の範圍内に於いて利害權利の關係侵迫せられたる時は其の措置を協同考慮すること。

(2) 東洋平和の維持。

(二) 我が國の聲明

- (1) 東洋に於ける英國の安心を得させんとす。
 - (2) 八月四日我が外務省聲明英の獨に最後通牒を與へしと同日英國若し獨と開戦せば日本は東洋に於ける英の利益保護につとむべし)
- 我が國獨逸に對し最後の通牒。
- (1) 英國は我が國に對し日英同盟の協約に基き相當の援助を供與せられんことを要求し來れり。

(2) 東亞の海面に獨逸の艦隊出沒す。

(3) 我が國の海上商業も亦獨逸艦隊の爲に障害をうくべし。

(四) 最後通牒……八月十五日

- (1) 日本支那海岸方面よりドイツ國艦隊の即時撤退すること。
退去不可能のものは直に武装を解除すること。
 - (2) 獨逸帝國政府は膠洲灣租借地全部を支那に還附するの目的を以て、一九一四年九月十五日を限り無償無條件にて日本國官憲に交附すること。我が帝國政府に於て叙上の勸告に對し、一九一四年八月二十三日正午まで無條件に應諾の旨獨逸帝國政府より回答を受領せざるに於ては、帝國政府は其の必要を認むる行動をとるべきことを聲明す。
- (五) 國交斷絶……八月二十三日
- (1) 獨國の回答來らず
 - (2) 宣戰の大詔煥發、八月二十三日
 - (3) 八月二十七日奧洪國より同國駐日大使に對し日本國退去の訓電
 - (4) 日奧國交斷絶、八月二十七日

四 獨逸の興隆

- (一) カイゼル(ウイルヘルム二世)幼時中學時代、大學時代
- (二) 獨帝即位 二十九歳即位 ビスマルクを退く。

- (三) 獨帝覇權の準備
- (四) 汎ゲルマン主義
- (五) 軍國主義(陸海軍の擴張)
- (六) 國內の經營設備。

五 講和會議

- (一) 五大國講和準備會議(英佛伊米白)
一九一九一月十三日より十日まで、佛外務省、時計の間にて、
- (二) 聯合國側講和會議

第一回……一九一九一月十八日、佛外務省、金色の間にて。クレマンソー議長となる

我が全權委員、西園寺公望、牧野伸顯、珍田捨己、松井慶四郎、伊集院彦吉

第二回……一月二十五日

第三回以後 二月十四日 四月二日 四月二十八日

會議に於ける主なる問題

イ、國際聯盟問題 ロ、獨殖民地處分 ハ、山東問題 ニ、フイノメ問題、

- (三) 獨全權委員の招致、獨委員ラッア、フ伯ベルサイユに入る。四月二十九日
- (四) 對獨講和條約の交附、五月七日午後三時、
- (五) 獨の條約調印承諾、獨の新外相ミルラー、六月二十七日ベルサイユに入る調
印一九一九年六月二十八日午後三時、鏡の間にて、

六 講和條約の内容

(一) 國際聯盟規約

- (1) 加入規定 聯盟加入國三分の二以上の同意を経れば何國も加入するを得。脱退する時は二年前豫告し、當日まで義務の履行をなすべし。

(2) 執行機關

聯盟會議……………一國三名以下。執行委員會……………五六國代表者各一名
書記國……………聯盟本部所在地ジュネーブに置く。

(二) 獨逸の國境

- (1) アルサス、ローレン……………佛國に還附。
- (2) 上シレンヤ……………一般人民投票によりて所屬を決す。
- (3) 西プロシヤ、ポーゼン……………ポーランドに割讓。

- (4) アレンスタイン……………人民投票。
 - (5) ダンチツヒ……………自由市。
 - (6) メーメル河下流右岸地方……………五大國管理。
 - (7) シュレスウイヒ……………人民投票。
 - (8) ザール……………五大國管理……………十五ヶ年後人民投票。
 - (9) ライン河の右岸……………獨の軍備施設禁止。
 - (10) ベルギーとの國境……………白に少しく割讓。
- 此の他一部チエツコスロバキヤに割讓

(三) 獨以外の諸國

イ 埃國內及附近

- (1) トレンチノ……………伊國に割讓
- (2) トリエスト、地方……………伊國に割讓
- (3) ダルマチアの一部……………自由市
- (4) ファイーメ……………自由市
- (5) ユーゴスラビヤ國(モンテネグロとセルビヤと合同して附近を併せ)

國となる)。

- (6) アルバニア
 - (7) ブルガリヤの少部…………セルボフロアト・スロヰニアに割讓。
 - (8) ルーマニア……………舊ホンガリヤの一部を得。
 - (9) ベッサラビヤ……………ルマーニヤに割讓(露より)
 - (10) ホンガリヤ
 - (11) オーストリア
 - (12) チエツコスロヰア……………獨立
 - (13) トラキア……………係争地
 - (14) コンスタンチノーブル……………自由市?(國際聯盟管理地)
- ロ トルコ方面
- (1) スミルナ……………ギリシヤの勢力(伊國管理とならん)
 - (2) シリヤ……………佛委任統治
 - (3) パレスティン……………英委任統治
 - (4) メソポタミヤ……………英委任統治

- (5) ヘヂズ王國……………トルコより獨立(英の保護)
- ハ ロシヤ方面

- (1) ファインランド……………獨立
- (2) エストニヤ……………自治
- (3) ラドヰイア……………自治
- (4) リトワニヤ……………自治
- (5) ウクライナ……………自治
- (6) ポーランド……………獨立
- (7) シベリヤ

ニ アフリカ方面

- (1) トーゴ……………英佛に分割
- (2) カメルン……………英佛に分割
- (3) 西南アフリカ……………南阿聯邦に委任統治
- (4) 獨領東アフリカ……………英ベルギーに委任統治

ホ 南洋方面

- (1) バブ島の東北部及其の附近……濠洲に委任統治
- (2) ナウル島(オーシャン島の西)……英國に委任統治
- (3) マーシャル群島
カロリン 群島
マリアナ 群島
(グアム島を除く)
バラウ諸島
……………日本に委任統治

其他コーカシヤ方面及中アジヤ方面にも變動あり。東洋に於ては膠州灣の處置は山東問題と稱して我が國に直接關係あることなり。

第十課 國交と外國貿易

(教授時間凡二時間)

要旨

國交及外國貿易に就きて其の内容を知らしめ、諸外國との交通の重大なるを會得せしむ。

解説

一、國交

(一) 國交の親善 平時に於ける國と國との交際を國交といふ。國交親善の

成否は主として利害衝突の有無多少に因りて決す。此の衝突を防止し、進んで利權を擴張し、國威の發揚を圖るは國家の重大なる政務なり。是を以て各國は外交官・領事等を派遣して外交其の他を掌らしむ。而して其の國力の大小は國交の上に大なる關係を有するものなり。

(二) 外交官 外交官の主なるものは特命全權大使、特命全權公使及辨理公使是なり。

大使は其の國の元首を代表し、公使は其の國の政府を代表す。而して大使を置くは多くは一等國と認めらるゝ強國に限り、其の他の國には全權公使又は辨理公使を置くを例とす。

(三) 領事 領事は外交官にあらず。外國に駐在して、其の本國民の通商航海の保護及在留國民の取締を爲すものにして、總領事・領事・副領事・名譽領事等あり。

二、外國貿易

(一) 外國貿易の起因

外國貿易は國際間に分業の行はるゝに因りて生ず。世界各國は互に其の位置氣候・地味等を異にし、又國民の才能・技藝・體力・財力等も同じからざるが故に各自國に最も適當し、國民の長する所に従つて、有利なる財貨を生産し、自國に於ては全く生産し得ざるか又は有利に生産し得ざる財貨と交換し、以て自他共に利益をうく。これ外國貿易の因つて生ずる所以なり。

(二) 輸出入の關係

外國貿易に於て貨物の輸出入相平均する時は平準を得たりといふ。又輸出が輸入より多き時は之を輸出超過といひ、之に反する時は之を輸入超過といふ。而して輸出入は貨幣及物貨と互に原因結果の關係を有し、輸出超過すれば貨幣輸入せられ、従つて物價は騰貴すべく、物價騰貴すれば需要供給の關係によりて、輸入増加し、貨幣の輸出を來し、物價は下落するに至るべし。かくして輸出入は其の間平準を得んとするの傾あり。而して輸出入略々平均し其の額年々増加するを以て、貿易上最も適當なる現象とす。

貿易の順逆 世人多く輸出超過を喜びて之を順と言ひ、輸入超過を忌み

て之を逆といふ。輸出超過は喜ぶべき現象なれども之を偏重すれば弊あり。何となれば輸出超過の結果は物價騰貴して再び輸入超過を招くがためなり。

(三) 外國貿易の支拂

外國貿易の支拂は通常外國爲替手形の作用によりて行はる。即ち輸入品の代金は輸出品の代金を以て之に當つ。而して其の差額に對してのみ正金を動かすものなり。

外國爲替とは他人の有する現金受取の權利を買受け之を以て外國に於ける自己の債務を辨済する方法なり。

(四) 外國貿易主義

外國貿易は一國の富力に影響を及ぼすこと甚だ大なり。貿易政策上の主義につきては自由貿易及保護貿易の兩主義あり。

イ、自由貿易主義……英國の如し。

自然の趨勢に放任して國家が之に關涉せざるをいふ。此の主義の利點左の如し。

(1) 自國適應の生産業を發達せしむ。

自由貿易の弊害は他國品のために自國品壓倒せられ、國力の衰退を來すことあるにあり。

ロ、保護貿易主義……日・獨・佛・露・伊・米等の如し。

外國品に課税して内國品との競争を抑制し、自國品の生産を保護し、自國の産業を發達せしめんとするものをいふ。

保護貿易主義の利

- (1) 産業の種類を増加す。
- (2) 新富源を開發す。
- (3) 國家の獨立を維持す。
- (4) 愛國心の養成に資す。

保護貿易主義の弊

- (1) 多數消費者を苦しむ。
 - (2) 生産者に依頼心を生ぜしむ。
- 保護貿易手段　輸出獎勵金及輸出品の免税をなし、且輸入品に關税を課する等是なり。

此の兩主義は各々長短あり。一方に偏すれば必ず之に弊害を伴ふ。畢竟國民

進歩の度、國家の地位、産業の種類、外國との關係等を考慮し、而して採長補短其の宜しきを得るを以て其の策を得たるものとす。

第十一課 帝國の發展

(教授時數凡二時間)

要旨

帝國發展の狀況を知らしめ、世界に於ける帝國の地位を理解せしむると共に我が國民の覺悟を鞏固ならしむ。

解説

一、開國進取の國是

我が國は其の位置遠く極東に偏在し、加ふるに徳川幕府鎖國主義のため、太平の夢にふけりたること久しく、文明の進歩歐米諸國に後るゝこと著しかりき。然るに浦賀の砲聲によりて長き惰眠の夢を破らるゝや、國民奮然として起ち、銳意専心上下協力して内治外交に努力し、以て國民の充實と國威の發展とを圖りしかば、僅々五十年にして今日の隆盛を見るに至れり。

維新の方針は開國進歩なり。舊來の陋習を破り、知識を世界に求むるの趣旨

なり。即ち廣く歐米諸國と交通し、彼の長を採りて我が短を補ひ、先づ教育を盛にし、法律を定め、産業を奨め、又交通運輸の道を開く等諸般の施設經營彌々完備するに至れり。従つて我が國勢の發展は軍事實業教育交通學術の上に於ても長足の進歩をなし、最近に至りては全くその面目を一新するに至れり。

二、領土の擴張

明治の初年北海道を開拓し、琉球を收め、同二十七八年清國と戦ひて臺灣を讓渡せしめ、又同三十七八年露國と戦ひて樺太南半の割讓を受け、關東州を租借し、尙ほ南滿洲に於ける鐵道其の他の利權を得たり。後明治四十三年東洋永遠の平和保障の爲め、韓國皇帝の讓與により朝鮮全土を擧げて我が領土に併合するに至れり。

大正三年歐洲の戦亂に際し、我が國は日英同盟の義に依りて獨逸と戦ひ膠州灣及南洋諸島を占領し、同八年講和條約成れるに及び南洋諸島の委任統治をなすに至れり。

三、外交の進展

安政五年幕府が條約を結びし頃は我が國勢甚だ振はず。列國は法典の不備

を唱へて我が裁判權に従ふことを肯せず。在留外人の裁判權は各國領事に屬し、輸入稅率また制限をうけたりき。

維新の後上下深く之を憂慮し法典の編纂と制度の完成及軍備の充實をはかり以て帝國の威信を高め、遂に明治三十二年條約改正をなして、法權稅權を恢復し茲に歐米諸國と對等の地位を得るに至れり。

明治三十五年に至り東洋に於ける現狀及全局の平和を維持する爲め英國と同盟條約を結び、三十八年更に之を擴張して攻守同盟となし以て帝國外交の根柢を鞏固にせり。

尙ほ大正四年には日支條約を締結して滿蒙に於ける諸種の利權を獲得せり。

四、國威の宣揚

五十年前に於ける東洋の弱小國今や歐洲列強と相伍するの地位を占め、尙東洋の霸權を握るに至れり。此の如き國威の宣揚は我が開闢以來未だ曾て有らざる所にして、又世界の驚異する所なり。

今上陛下御踐祚あらせらるゝや、勅書を下して

願フニ先帝叡明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備茲ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ盛德鴻業萬民俱ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テアラサル所ナリ

と宣へ給へり。我が帝國臣民たるもの謹みて此の聖旨を奉體し帝國今日の隆盛を來せし所以を自覺し、以て先帝の遺業を恢弘し、今上陛下に忠誠を致すの覺悟なかるべからず。

第十二課 青年の覺悟

(教授時數凡二時間)

要旨

國家の發展に對する青年團體の任務を自覺せしめ、將來に於ける國民の修養の要綱を知らしむ。

解説

一、青年團體の任務

國家將來の發展は繫つて青年の雙肩にあり、青年團體は青年志氣の結晶にして

地方開發の原動力なり。されば青年團體の振否は國家の興廢に關すること甚だ尠からず。

願れば世界を動搖せしめたる歐洲の動亂は漸く終熄したれども、戦後に於ける各國の活動は戦前に比し一層猛烈を加ふる未曾有の異變に處して帝國の威信を保ち、戦後の經營を完うし、以て國力の充實を圖るは刻下の急務なりとす。而して地方の振興は青年團體の活動に待つものなり、されば我が青年たるもの益々智識を磨き體力を鍛練し和衷協同の精神を以て地方の振興につとめ、國力の増進を圖らざるべからず。

現在青年團體の一員たるものは、體て健全なる公民、善良なる國民となりて自治の經營を完うすると共に、更に後進を誘掖指導して善良なる郷土を子孫に繼承せしむるの抱負なかるべからず。

二、國民修養の要綱

(一) 民力涵養の大綱

(二) 福島縣民力涵養に關する實行細目

第一。國家觀念の養成。

- イ、立國の大義を闡明し、國民をして忠君愛國の精神を發揮せしむ。
- ロ、敬神崇祖の實を擧げ家族制度の維持につとむること。

- 一 立國の大義を闡明し、國體の精華を發揚して、健全なる國家觀念を養成すること。
- 二 立憲の思想を明瞭にし、自治の觀念を陶冶して、公共心を涵養し、犠牲の精神を旺盛ならしむること。
- 三 世界の趨勢に順應して、銳意日新の修養を積ましむること。
- 四 相互諧和して彼此共済の實を擧げしめ、以て輕進妄作の憾みなからしむること。
- 五 勤儉力行の美風を作興し、生産の資金を増殖して、生活の安定を期せしむること。

(大正八年三月一日戰後民力涵養に關する内務大臣訓令)

- ハ、帝國の地位を自覺し、興國の氣運を振起すること。
- 第二。立憲自治思想の陶冶。

- イ、報公感謝の念を厚うし且つ犠牲の精神を旺盛ならしむること。
- ロ、立憲政治との關係を知らしめ特に我が國憲法の由來及び特質を明にす
- ハ、自治制の要義を領得せしめ共同心を養成し責任觀念を鞏固ならしむること。

第三。日新の修養。

- イ、外來の思想に對し自主的選擇の態度をとり、之が咀嚼同化につとむ。
- ロ、科學の研究心を促進し諸國の風潮を視察せしめ、之を發表し且つ之に關する調和的施設をなすことにつとむること。
- ハ、生理衛生に關する知識を啓發し、身體の強健、體格の向上をはかることにつとむること。

第四。諧和共済。

- イ、社會各階級の關係に留意し、諧和共済の實を擧げしむること。
- ロ、共同生存の意義を明にし、社交上の慣習を改善せしむること。
- ハ、自重自制の精神を涵養し、附和雷同の弊風を矯正せしむること。

第五。生活の安定。

- イ、經濟思想を養成し、能率の増進を圖り、勤儉貯蓄の美風を作興せしむ。
- ロ、自己の分限に應じ衣食住の改善を圖り奢侈の弊風を矯正せしむること。
- ハ、自助相助の良俗を助長し發達をはからしむること。

第十三課 重要なる勅語法律訓令 (教授時數凡五時間)

要旨

國民として服膺すべき勅語・詔書・訓令等の讀み方・意義を授け我が國民の覺悟を會得せしむ。

一、皇祖神勅

豐葦原瑞穗國ハ我カ子孫ノ君タルヘキ地ナリ。汝皇孫ユイテ治メヨ、寶祚ノ隆ヘマサンコト天壤トトモニ窮ナカルヘシ。

二、教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ

精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

三、戊申詔書

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミル

第十三課 重要なる勅語法律訓令

ニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセントスル固ヨリ内閣運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシテ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相減メ自強息マサルヘシ抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ洋勳ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠實ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

四、朝見式勅語。

朝見式勅語

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但々皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ願フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振起シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頌チ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備茲ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ盛徳鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未ダ曾テ有ラサル所ナリ朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ

之レカ行使ラ忽ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セザランコトヲ期ス有司須ラケ先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ獎勵セヨ

御名御璽

大正元年七月三十一日

五、御即位式勅語。

御即位式勅語

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ク惟神ノ寶祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ語ク朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ神勳ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトクヲ以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ皇圖ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ聖徳四表ニ光被シ仁澤遐陬ニ霑治ス朕今不織ヲ繼キ遠範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシ永ク磐石ノ安ヲ圖リ外ハ國交ヲ敦クシテ共ニ和平ノ慶ニ賴ラムトス朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈照鑑上ニ在リ朕夙夜兢兢業天職ヲ全ウセムコトヲ期ス朕ハ爾臣民ノ忠誠其分ヲ守リ勵精其業ニ從ヒ以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル庶幾クハ心ヲ同クシ力ヲ戮セ倍々國光ヲ顯揚セムコト

トナ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ
大正四年十一月十一日

六、五箇條御誓文

五箇條ノ御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

慶應四年戊辰三月十四日

七、憲法發布勅語。(明治二十二年二月十一日)

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承ケルノ大權ニ依

現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠實ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ懸ハサルナリ

八、帝國憲法並憲法の上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ安全ナラシムヘキコトヲ宣言ス
帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜チ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼承ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更チ試ミルコトヲ得サルヘシ朕力ニ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

- 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
- 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
- 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
- 第十五條 戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十六條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
- 第十七條 天皇ハ大赦減刑及復權ヲ命ス
- 第十八條 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

- 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第十三條 重要なる勅語法律訓令

- 第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
- 第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス
- 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
- 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
- 第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ
- 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルコトナシ
- 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ
- 第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ
- 第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得
- 第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ
- 第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限リ

軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

- 第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
- 第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十六條 何人モ同時ニ兩議員タルコトヲ得ス
- 第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス
- 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得
- 第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス
- 第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
- 第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス
- 第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ
- 第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
- 臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル
- 第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

第十三課 重要なる勅語法律訓令

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ召集セラレヘシ
 第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
 第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス
 第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得
 第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得
 第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得
 第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲グルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得
 第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ
 第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ
 第五十四條 國務大臣又政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スル事ヲ得
 第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス
 凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス
 第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ
 懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得
 第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
 但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
 國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝

國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス
第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ必要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 歳入ヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ

前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第七章 補 則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ道由ノ效力ヲ有ス
議出上政府ノ義務ニ係ル現任ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範

第一章 皇位繼承

第十三課 重要なる勅語法律訓令

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
 - 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
 - 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
 - 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皆位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
 - 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
 - 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在サルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
 - 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
 - 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシテ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
 - 第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依ル繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得
- 第二章 踐祚即位
- 第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
 - 第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
 - 第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ
- 第三章 成年立后立太子
- 第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
 - 第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
 - 第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

- 第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
- 第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃內親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

- 第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク
天皇久キニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク
 - 第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス
 - 第二十一條 皇太子皇太孫アラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス
- 第一 親王及王
 - 第二 皇后
 - 第三 皇太后
 - 第四 太皇太后
 - 第五 內親王及女王
- 第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第十三章 重要なる勅語法律訓令

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル
 第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族
 攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇
 太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ
 第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アル
 トキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム
 第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問
 ニ諮詢シ之ヲ選任ス
 第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス
 第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシ
 ムルコトヲ得ス

第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱スルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王
 妃内親王王王妃女王ヲ謂フ
 第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男子親王女王内親王トシ五世以下ハ男子
 王女ヲ女王トス
 第三十二條 天皇直系ヨリ入テ大統領ヲ承タルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女王タル者ニ特
 ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス
 第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス
 第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス
 第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス
 第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官寮ニ命ジ保育ヲ掌ラシム事宜
 ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ
 第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル
 第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認可セラレタル華族ニ限ル
 第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル
 第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス
 第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス
 第四十三條 皇族國派ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ
 第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内
 親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス
 第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ
 宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命ジ裁判セ

シメ勅裁ヲ以テ之ヲ執行ス
第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇

族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訴訟ニ出ルヲ要セス
第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ拘引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅

旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘ

第五十三條 皇族遺產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ

任スヘシ
第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大

臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列モジム
第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命ジテ議長ヲラシム

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宜賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇妻子皇猶子又ハ他ノ繼承タル

ノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ
第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ接觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族

會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範增補 (明治四十年二月十一日)

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ

養子トナルコトヲ得
第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ

他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ前項ニ依

リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル
第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス
第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ

之ヲ定ム
第十三章 重要なる勅語法律訓令

皇族ト人民トニ渉ル事項ニシテ各適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限リ之ヲ適用ス

皇室典範増補(大正七年十一月二十八日)
皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

九、市制町村制公布上諭。

市町村制公布上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益々之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及ビ町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十一年四月十七日

一〇、軍人に賜はりたる勅諭

勅諭

我國ノ軍隊ハ世々天皇ノ統率シ給フ所ニソアル昔神武天皇躬ツカラ大伴物部ノ兵トモナ率キ中國ノマツロハモモノトモナ討チ平ケ給ヒ高御座ニ即カセラレテ天下ヲ平シメシ給ヒシヨリ二千五百有餘年ヲ經ヌ此間世ノ權ノ移リ換ルニ隨ヒテ兵制ノ沿革モ亦屢ナリキ古ハ天皇躬ツカラ軍隊ヲ率ヒ給フ御制ニテ時アリテハ皇后皇太子ノ代ラセ給フモアリツレト大凡兵權ヲ臣下ニ委ネ給フコトハナカリキ中世ニ至リテ文武ノ制度皆唐國風ニ倣ハセ給ヒ六衛府ヲ置キ左右馬寮ヲ建テ防人ヲト設ケラレシカハ兵制ハ整ヒタレトモ打續ケル昇平ニ狙レテ朝廷ノ政務モ漸文弱ニ流レケレハ兵農オノツカラニ二分レ古ノ徵兵ハイツトナク壯兵ノ姿ニ變リ遂ニ武士トナリ兵馬ノ權ハ一向ニ其武士トモノ棟梁タル者ニ歸シ世ノ亂ト共ニ政治ノ大權モ亦其手ニ落チ凡七百年ノ間武家ノ政治トハナリヌ世ノ權ノ移リ換リテ斯ナレハ人力モテ挽回スヘキニアラストハイヒナカラ且ハ我國體ニ戻リ且ハ我祖宗ノ御制ニ背キ奉リ淺間シキ次第ナリキ降リテ弘化嘉永ノ頃ヨリ徳川ノ幕府其政衰ヘ利外國ノ事トモ起リテ其侮ヲモ受ケヌヘキ勢ニ迫リケレハ朕カ皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇イタク宸襟ヲ憐シ給ヒシヨリ恭クモ又惶ケレ然ルニ朕幼クシテ天津日嗣ヲ受ケシ初征夷大將軍其政權ヲ返上シ大名小名其版籍ヲ奉還シ年ヲ經ズシテ海内一統ノ世トナリ古ノ制度ニ復シヌ是文武ノ忠臣良將アリテ朕ヲ輔翼セル功績ナリ歴世祖宗ノ專蒼生ヲ憐ミ給ヒシ御遺澤ナリトイヘドモ併我臣民ノ其心ニ順逆ノ理ヲ辨ヘ大義ノ重キヲ知レルカ故ニコソアレサレハ此時ニ於テ兵制ヲ更メ我國ノ光ヲ耀サント思ヒ此十五年カ程ニ陸海軍ノ制ヲ今ノ樣ニ建定メヌ夫兵馬ノ大權ハ朕カ統フル所ナレハ其司々ヲコソ臣下ニハ任スナレ其大綱ハ朕親之ヲ攬リ肯テ臣下

ニ委ヌヘキモノニアラス子々孫々ニ至レマテ篤ク新旨ヲ傳ヘ天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ再中世以降ノ如キ失體ナカラシムコトヲ望ムナリ朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルヲサレハ朕ハ汝等ヲ股肱ト頼ミ汝等ハ朕ヲ頭首ト仰キテソ其親ハ特ニ深カルヘキ朕カ國家ヲ保護シテ上天ノ惠ニ應ジ祖宗ノ恩ニ報イマキラスル事ヲ得ルモ得サルモ汝等軍人カ其職ヲ盡スト盡ササルトニ由ルツカシ我國ノ稜威振ハサルコトアラハ汝等能ク朕ト其憂ヲ共ニセヨ我武維揚リテ其榮ヲ耀サハ朕汝等ト其譽ヲ借ニスヘシ汝等皆其職ヲ守リ朕ト一心ニナリテ力ヲ國家ノ保護ニ盡サハ我國ノ蒼生ハ永ク太平ノ福ヲ受ケ我國ノ威烈ハ大ニ世界ノ光華トモナリヌヘシ朕斯モ深ク汝等軍人ニ望ムナレハ猶訓諭スヘキ事コソアレイヤ之ヲ左ニ述ヘム

軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ 凡生テ我國ニ稟ケルモノ誰カハ國ニ報ユルノ心ナカルヘキ況シテ軍人タラン者ハ此心ノ固カラテハ物ノ用ニ立チ得ヘシトモ思ハレス軍人ニシテ報國ノ心堅固ナラサレハ如何程技藝ニ熟シ學術ニ長スルモ猶偶人ニヒトシカルヘシ其隊伍モ整ヒ節制モ正クトモ忠節ヲ存セサル軍隊ハ事ニ臨ミテ烏合ノ衆ニ同カルヘシ抑國家ヲ保護シ國權ヲ維持スルハ兵力ニ在レハ兵力ノ消長ハ是國運ノ盛衰ナルコトヲ辨ヘ世論ニ惑ハス政治ニ拘ラス只々一途ニ己カ本分ノ忠節ヲ守リ義ハ山嶽ヨリモ重ク死ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟セヨ其操ヲ破リテ不覺ヲ取り汚名ヲ受ケルナカレ

一軍人ハ禮義ヲ正クスヘシ 凡軍人ニハ上元帥ヨリ下一卒ニ至ルマテ其間ニ官職ノ階級アリテ統屬スルノミナラス同列同級トテモ停年ニ新舊アレハ新任ノ者ハ舊任ノモノニ服従スヘキモノソ下級ノモノハ上官ノ命ヲ承ルコト實ハ直ニ朕カ命ヲ

承ル義ナリト心得ヨ己カ隷屬スル所ニアラストモ上級ノ者ハ勿論停年ノ己ヨリ舊キモノニ對シテハ總ヘテ敬禮ヲ盡スヘシ又上級ノ者ハ下級ノモノニ向ヒ聊モ輕侮驕傲ノ振舞アルヘカラス公務ノ爲ニ威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレトモ其外ハ務メテ懇ニ取扱ヒ慈愛ヲ專一ト心掛ケ上下一致シテ王事ニ勤勞セヨ若軍人タルモノニシテ禮儀ヲ紊リ上ヲ敬ハス下ヲ惠マスシテ一致ノ和諧ヲ失ヒタランニハ昔ニ軍隊ノ蠱毒タルノミカハ國家ノ爲ニモユルシ難キ罪人ナルヘシ

一軍人ハ武勇ヲ尙フヘシ 夫武勇ハ我國ニテハ古ヨリイトモ貴ヘル所ナレハ我國ノ臣民タランモノ武勇ナクテハ叶フマシ況シテ軍人ハ戰ニ臨ミ敵ニ當ルノ職ナレハ片時モ武勇ヲ忘レテヨカルヘキカサハアレ武勇ニハ大勇アリ小勇アリ同カラス血氣ニハヤリ粗暴ノ振舞ヲトセシハ武勇トハ謂ヒ難シ軍人タラムモノハ常ニ能ク義理ヲ辨ヘ能ク膽力ヲ練リ思慮ヲ殫シテ事ヲ謀ルヘシ小敵タリトモ侮ラス大敵タリトモ懼レシ己カ武職ヲ盡サムコソ誠ノ大勇ニハアレサレハ武勇ヲ尙フモノハ常々人ニ接ルニハ溫和ヲ第一トシ諸人ノ愛敬ヲ得ムト心掛ケヨ由ナキ勇ヲ好ミテ猛威ヲ振ヒタラハ果ハ世人モ忌嫌ヒテ豺狼ナトノ如ク思ヒナム心スヘキコトニコソ

一軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ 凡信義ヲ守ルコト常ノ道ニハアレトキテ軍人ハ信義ナクテハ一日モ隊伍ノ中ニ交リテアラシムコト難カルヘシ信トハ己カ言ヲ踐行ヒ義トハ己カ分ヲ盡スナイフナリサレハ信義ヲ盡サムト思ハ、始ヨリ其事ノ成シ得ヘカラサルカヲ審ニ思考スヘシ職氣ナル事ヲ假初ニ諾ヒテヨシナキ關係ヲ結ビ後ニ至リテ信義ヲ立テントスレハ進退各々テ身ノ措キ所ニ苦ムコトアリ悔ユトモ其證ナシ初ニ能々事ノ順逆ヲ辨ヘ理非ヲ考ヘ其言ハ所詮踐ムヘカラスト知り其義ハ

トテモ守ルヘカラスト悟リナハ速ニ止ルコソヨケレ古ヨリ或ハ小節ノ信義ヲ立テ
ントテ大綱ノ順逆ヲ誤リ或ハ公道ノ理非ニ踏迷ヒテ私情ノ信義ヲ守リアタラ英雄
豪傑トモカ禍ニ遭ヒ身ヲ滅シ屍ノ上ノ汚名ヲ後世マテ遺セルコト其例尠カラヌモ
ノヲ深ク警メテヤハアルヘキ

一 軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ

凡質素ヲ旨トセサレハ文弱ニ流レ輕薄ニ趨リ驕奢華
靡ノ風ヲ好ミ途ニハ貪汚ニ陥リテ志モ無下ニ賤クナリ節操モ武勇モ其甲斐ナク世
人ニ爪ハシキセラル、迄ニ至リヌヘシ其身生涯ノ不幸ナリトイフモ中々思ナリ此
風一タヒ軍人ノ間ニ起リテハ彼ノ傳染病ノ如ク蔓延シ士風モ兵氣モ頓ニ衰ヘヌヘ
キコト明ナリ朕深ク之ヲ懼レテ蠲免黜條例ヲ施行シ略此事ヲ誠メ置キツレト猶
モ其惡習ノ出シコトヲ憂ヒテ心安カラネハ故ニ又之ヲ訓フルソカシ汝等軍人ユメ
此訓誡ヲ等閑ニナ思ヒソ右ノ五ヶ條ハ軍人タランモノ暫モ忽ニスヘカラスサテ之
ヲ行ハンニハ一ノ誠心コソ大切ナレ抑此五ヶ條ハ我軍人ノ精神ニシテ一ノ誠心ハ
五ヶ條ノ精細ナリ心誠ナラサレハ如何ナル嘉言モ善行モ皆ウハヘノ裝飾ニテ何ノ
用ニカハ立ツヘキ心タニ誠アレハ何事モ成ルモノソカシ況シテヤ此五ヶ條ハ天地
ノ公道人倫ノ常經ナリ行ヒ易ク守リ易シ汝等軍人能ク朕カ訓ニ遵ヒテ此道ヲ守リ
行ヒ國ニ報ユルノ務ヲ盡サハ日本國ノ蒼生舉リテ之ヲ悅ヒナン朕一人ノ憐ノミナ
ラシキ

明治十五年一月四日

御名

讀法

兵隊ハ 皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲メニ設ケ置カル、モノナレハ此兵員ニ加
ル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ違背スヘカラス

第一條 誠心ヲ木トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルヘカラサル事

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ組暴倨傲ノ所爲アルヘカラサル事

第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ナ問ハス直チニ之ニ服従シ抗抵干犯ノ所爲アルヘ
カラサル事

第四條 勇武尙トヒ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アルヘカラサル事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ争鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アル
ヘカラサル事

第六條 道徳ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱等ニ流ル、ノ所爲アルヘカラサル事

第七條 名譽ヲ尙トヒ廉耻ヲ重シ賤劣貪汚ノ所爲アルヘカラサル事

以上掲ル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ父祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚
シ醜ヲ後世ニ遺ス獨リ其身現在ノ耻辱ノミナラサルナリ況ンヤ重罪ノ如キハ各人
天賦ノ公權ヲモ剥奪セラレ世ニ立チ人ニ接ルモ總テ對等ノ權利ヲ得サルニ至ルニ
於テチヤ名譽ヲ尙トヒ廉耻ヲ重ニスルノ軍人ニ在テハ殊ニ戒愼ヲ加ヘサルヘカラ
ス就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス爲メニ特ニ設ケラル、モノタルヲ以テ其刑亦頗
ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セハ會ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラス遂
ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ平素自ラ戒飾シ決シテ違犯

スヘカラサルモノナリ
警 文

今般御讀聞相成候讀法之條々堅ク相守リ誓テ迄肯仕間敷候事

一 地方青年團體に關する内務文部兩大臣訓令(大正四年九月十五日)

青年團の設置は今や漸く全國に洽く其の振否は國運の伸暢地方の開發に影響する所殊に大なるものあり此際一層青年團の指導に努め以て完全なる發達を遂げしむるは内外現時の情勢に照し最も喫緊の一要務たるべきを信す。

抑青年團體は青年の修養の機關たり其の本旨とする所は青年をして健全なる國民善良なる公民たるの素養を得しむに在り隨つて團體員をして忠孝の本義を體し品性の向上を圖り體力を増進し實際生活に適切なる知能を研き剛健勤勉克く國家の進運を扶持するの精神と素質とを養成せしむるは刻下最も緊切の事に屬す其の之をして事業に當り實物に従ひ以て練習を積ましむるもの亦固より修養に資せしむる所以に外ならず若し夫れ團體にして其の嚮ふ所を誤り施設其の宜しきを得ざることあらむか管に所期の成績を擧げ得ざるのみならず其の弊の

及ぶ所測り知るべからざるものあらむ故に地方當局者は須く此に留意し地方實際の情況に應じ最も適當なる指導を與へ以て團體をして健全なる發達を遂げしめんことを期すべし。

二 同上内務文部兩次官通牒青年團設置標準

一 青年團體の組織

青年團體は市町村内に於ける義務教育を了へたる者若くは之と同年齡以上の者を以て組織し其の最高年齢は二十年を常例とすること

二 青年團體の設置區域

青年團體は市町村を區域として組織す但し土地の狀況に依り部落又は小學校通學區域等を區域として組織し若くは支部を置くことを得ること

三 青年團體の指導者援助者

青年團體の指導者は小學校長又は市町村長其の他名望ある者の中に就き最も適當と認むる者をして之に當らしめ市町村吏員、學校職員、警察官、在郷軍人、神職、僧侶其の他篤志者中適當と認むる者をして協力指導の任に當らしむる

こと

團體員にして團體員たるの年齢を過ぎたる者は團體の援助者として其の力を竭さしむること

四 青年團體の維持

青年團體に要する經費は努めて團體員の勤勞に依る収入を以て之を支辨すること

三 地方青年團體に關する内務文部兩大臣訓令(大正七年五月三日)

青年團體は青年修養の機關たり曩に其の本旨の存する所を訓令し更に其の依遵すべき所を通牒せしめたり爾來時勢の進展は益々之が振興の機運を促進し經營並指導亦漸く眞摯を加へたりと雖も組織の井然たるものあるに比し内容往々にして之に伴はず其の多くは尙點睛を缺くの憾なしとせず

今や世界戰亂の衝動は汎く精神上並經濟上の各方面を掀盪し殊に國民思想上の刺戟に至りては一層深甚なるものあらむとす願ふに此の曠古の變局に處して奮ふ所を誤らず更に戰後激甚ならむとする國際の競争に應じて帝國の基礎を堅

實にし毅然として其の重きを中外に爲さしむるもの國家活力の源泉たる青年の努力に待つ所多し之をして益々團體の精華を尊重し心身を研磨して將來更に規模の大を加ふべき實務の負擔に堪ふるの力を涵養せしむるは刻下最要の先務たり青年團體の指導を以て任と爲す者は宜しく立國の本義と世界の趨勢とに徴して其の適順する所を闡明し能く青年の心理を諒解して理之を誨へ情之を掖け身を以て範を示し苟も其の歸趨を誤らしめざらむことを期すべし若し夫れ經濟の變調に伴ひて華靡頹唐漸く其の風を成すが如きに至りては國家の健全なる進運を茶毒すること尠しとせず青年の教養亦宜しく此に留意して其の操守を堅うせしめ益々篤實剛健の氣風を興さしむるに務むべし。

今青年團體の現狀に顧み之が健全なる發達に資すべき當今の要項を左に條舉し以て地方の實況に照し參酌其の宜しきを制せしめむことを期す。

- (1) 青年をして實地活用の智徳を進めしむるは補習教育に待つもの多し之が施設に勉め相率ゐて學に就かしめ以て其の普及と徹底とを圖らむことを要す

- (2) 公共の精神を養ひ公民たるの性格を陶冶するは青年の教養に於て關くべ

からざる要綱たり補習教育の施設其の他適切なる方法を講じ以て其の目的を達成せむことを要す

(3) 方今圖書の刊行せらるゝもの多く之に伴うて青年の讀書趣味を増進するもの尠しとせず能く其の選擇を慎み青年をして健全なる識見を廣うせしめむことを要す

(4) 青年の身體を鍛練して其の體力を増進するは國家の活力を養ふの要素たり心身共に堅實なる素質を大成せしめ平時並有事の秋に處して其の本分を盡すに於て遺憾なからしめむことを要す

(5) 青年の修養は各自の自覺を以て本とす而も之が指導の任に當る者並其の中心たる者の力に待つ所殊に大なるものあるを以て適切なる方法に依り之が善導と養成とに勉めむことを要す

(6) 青年團體の指導方法に關し先進者の所見時に抵牾矛盾に涉り之が實行爲に阻碍を見ることなきにあらず能く其の間に聯絡を圖り其の果を成し實を收むるに於て遺憾なからしめむことを要す

方今内外の情勢を稽ふるに根柢あり活力ある青年團體は帝國の殊に要求して已

まざる所なり地方當局者は深く此に顧み今後一段の精采を加へ之が啓發策進に努力し各團體をして其の目標を齊うし其の歩調を一にし相互に督勵して能く其の形體實質共に一貫せる鍛成の美を濟さしむべし

四 青年團に關する内務文部兩大臣訓令

(大正九年二月十六日)

青年團體ノ實績近來漸ク見ルヘキモノアルハ邦家ノ爲洵ニ喜フヘキ所ナリ然レトモ益々其ノ内容ヲ整理シ實質ヲ改善シテ健全ナル發達ヲ達ケシムルニハ今後尙施設スヘキ事項尠シトセス特ニ自主自立以テ大ニ其ノ力ヲ展ヘシムルハ團體ノ本旨ニ順ミテ頗ル緊要ノ事ニ屬ス隨テ其ノ組織ハ之ヲ自治的ナラシムルニ務メ團體ノ事ヲ統フル者ハ之ヲ團體員ノ中ヨリ推舉セシムルヲ本則トスヘク其ノ官公署學校等トノ關係ニ至リテハ互ニ氣脈ヲ通シ連絡ヲ圖リ相提携シテ之カ發達ヲ助成セムコトヲ要ス今ヤ平和克復シテ大詔煥發セラレル國家正ニ重要ノ時期ナリ此時ニ際シテ國民ノ奮勵努力ヲ要スル殊ニ切ナルモノアリ青年團體ハ思フニ茲ニ致シ益々堅實ノ俗ヲ興シ剛健ノ風ヲ養ヒ其ノ使命ノ重キニ副ハムコトヲ期スヘシ各位能ク此ノ趣旨ヲ體シ地方ノ實情ニ鑑ミテ策勵宜シキヲ劃シ以テ其ノ貫徹ヲ期セムコトヲ望ム

補習教育 公民科教授の實際 終

大正十一年一月廿五日印
大正十一年一月三十日發

刷行

定價金貳圓也

著者 田邊當義

發行者 東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地
目黑甚七

印刷者 東京市神田區三河町一丁目十六番地
川上隆

印刷所 東京市神田區三河町一丁目十六番地
凹版工業株式會社



補習教育 公民科教授の實際

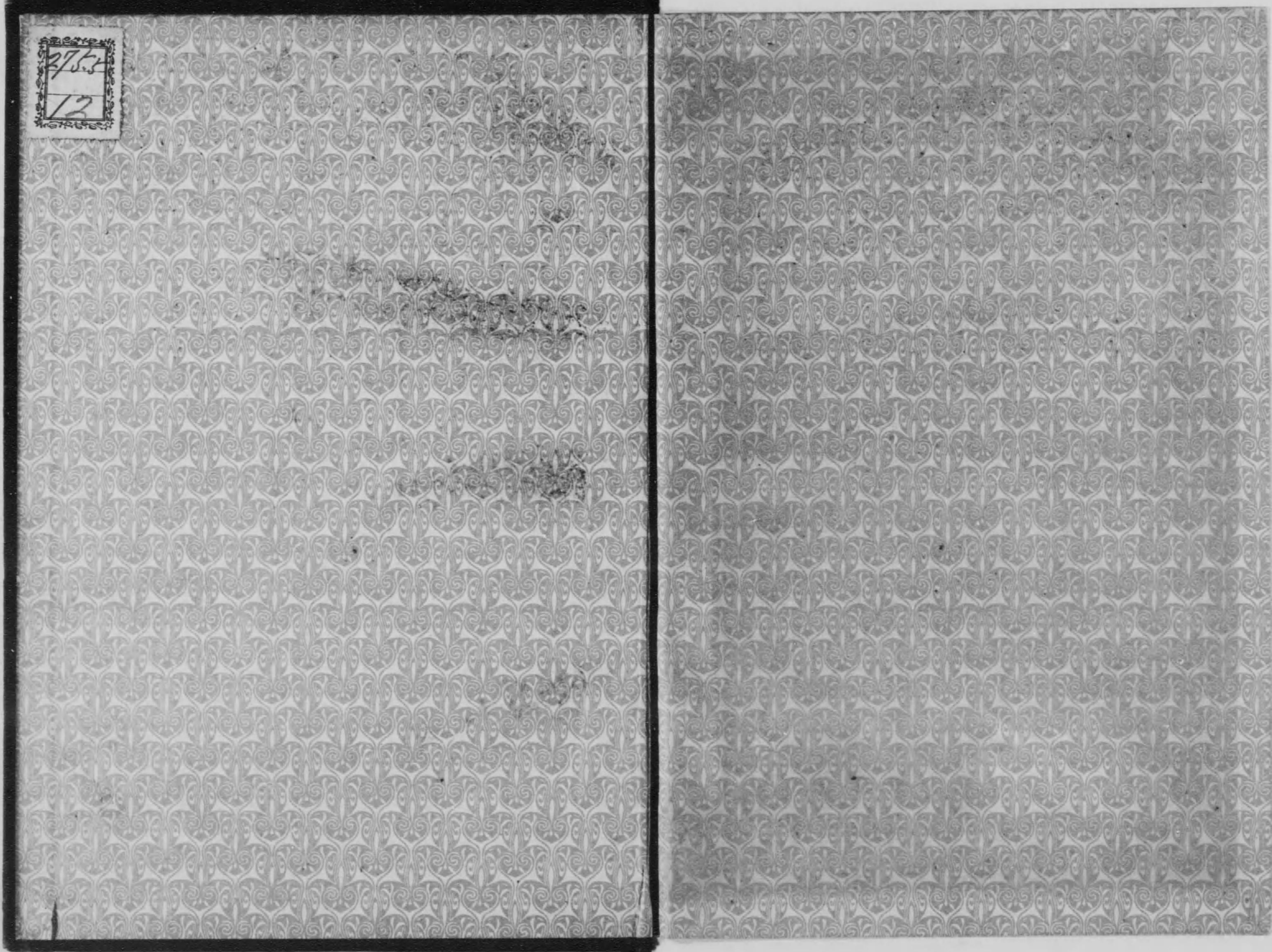
發行所

東京市京橋區南傳馬町二丁目
新潟縣長岡市表四ノ町(本店)

目黒書店

(東京) 電話京橋二一六三番(長)
振替口座二八〇九番(岡) 電話長岡一八番
振替口座三六一九番

2753
12



終

